

平成23年度

国の施策等に関する提案・要望

(平成22年7月)

【重点項目】

鳥取県自治体代表者会議  
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井伸治
鳥取県議会議長	小谷茂功
鳥取県市長会会長	竹内辺
鳥取県市議会議長会会長	渡辺照秀
鳥取県町村会会長	吉田秀夫
鳥取県町村議会議長会会長	牧田武文

# 1 人権施策の推進について

## 提案・要望の趣旨

人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分に把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。

## 提案・要望の背景、課題

当県においては、人権が尊重される社会の実現を目指して、平成8年に全国に先駆け「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、「鳥取県人権施策基本方針」によって人権意識の高揚と各種施策の推進に積極的に取組中。

特に平成21年4月からは、全国で初めて人権相談を県の取組みとして条例で定め、各種専門家の支援と関係機関の連携によってあらゆる人権相談の解決に総合的に取り組む「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」によって、人権尊重の社会づくりを一層推進。

しかしながら、同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者等の不当な差別やその他インターネットを悪用した人権侵害の事案などが多く発生しており、上記の相談ネットワークを構築して問題の解決を促進するなど人権の擁護を図るための対策に取り組んでいるものの、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界が存在。

## 2 災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担の軽減について

### 《提案・要望の趣旨》

激甚災害の指定基準の要件緩和など、災害復旧事業等に要する地方公共団体の財政負担を軽減すること。

### 《提案・要望の背景、課題》

近年では地球温暖化の進行に伴って、短期・集中的な降雨による災害が増加しており、災害復旧に要する経費が財政基盤の弱い市町村の財政を圧迫している。

当県においても、平成19年8月に若桜町及び八頭町において、同年9月には琴浦町において局所的な集中豪雨により甚大な被害が発生したが、激甚災害の指定基準に該当しなかったため、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助などの措置が適用されず、災害を受けた市町村において財政上の大きな負担になっている。

### 3 大規模災害時等における対応能力の向上について

#### 《提案・要望の趣旨》

大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備と生物テロ等に対応する装備の充実を図ること。

#### 《提案・要望の背景、課題》

##### 1 大規模災害時の救援活動

大規模震災時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。

本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。



##### 2 国民保護措置の必要な事態への対応

世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。

当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。

日本海の対岸地域との交流が拡大する中で、特に対応が難しい生物テロ等にも備えておく必要がある。

## 4 消防団に対する財政措置の拡充について

### 《提案・要望の趣旨》

国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村が十分な消防力を整備できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態を踏まえて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。

### 《提案・要望の背景、課題》

県内の消防団員数は、消防庁の示す「消防力の整備指針」に基づく確保すべき団員数の基準を大きく下回っており、高齢化が進む中、大規模災害時の対応等に不安を抱えている。

市町村の消防団員数（H21.4.1 現在の県内合計）

基準数	実人員数	充足率
10,694人	5,170人	48.3%

（注）基準数は、平成21年度消防施設整備計画実態調査における市町村からの報告に基づく数値

普通交付税の単位費用は、標準団体（10万人規模）で消防団員数563人を基準にして算定されているが、当該基準による消防団員数は、本県の実態には合っていない。

#### 【交付税算定基準との乖離状況】

交付税算定上の団員数 （県試算値）	県内の実人員数（H21）	実人員数が試算値を上 回る市町村数
3,926人	5,170人	11市町／全19市町村

（注）県試算値は、人口×補正係数×563（標準団体の団員数）÷100,000（標準団体人口）で算出

県内の市町村においては、全国に先駆けて常備消防の広域化による効率化を進める中で地域の消防力を維持するため、基準財政需要額を上回る消防費を支出しているところが多い。

#### 【市町村の消防費（県内合計）】

基準財政需要額（H21）	決算見込額（H21）	決算見込額が基準財政需 要額を上回る市町村数
685,399千円	692,126千円	11市町／全19市町村

（注）基準財政需要額は、合併時特例に係るものを除く。

## 5 中山間地域における投票機会の確保について

### 提案・要望の趣旨

公職選挙法において、投票所の設置及び開閉時刻についての例外規定を設け、交通の不便な中山間地域などに限り、一の投票区域内で投票できる施設を複数追加して設け、一定の時間においては当該施設でも投票できるようにすること。

公職選挙法に規定する投票の手続について、その例外規定を設け、投票事務従事者が交通の不便な中山間地域を巡回して投票用紙を回収できるようにすること。

選挙の管理執行機関が、交通手段を持たない有権者を投票所まで移送する便宜供与を可能とする制度を設けること。

郵便による不在者投票を、交通の不便な地域の有権者も利用できるようにすること。

上の措置が国政選挙・地方選挙を通じて実現できるよう、必要な財源措置を行うこと。

### 提案・要望の背景、課題

市町村合併を契機とする投票区の設置基準の見直し、あるいは人口減少による過疎化により投票所の統廃合を行う例が県内各地で散見される。

中山間地域住民の投票機会を確保するため、投票環境を改善・補完する方策が必要である。

## 6 地上デジタル放送への移行に伴うアナログ時の放送エリア 100パーセントカバー等のための対策について

### 提案・要望の趣旨

アナログ時の放送エリア100パーセントカバーに必要な中継局を整備すること。  
受信対策について全額国庫負担とすること。  
共聴施設への補助について、申請の通年化等、柔軟な運用とすること。

### 提案・要望の背景、課題

地上デジタル放送への移行は国策として実施しているものであり、アナログ時の放送エリア100パーセントカバーのための対策は国の責任と負担で実施すべきものである。

今年1月に総務省が公表した地上デジタル放送「難視地区対策計画（第2版）」によれば、現在のアナログ放送受信世帯のうち、約13万世帯が地上デジタル放送を受信できない「新たな難視」世帯となっている。

テレビ放送はすでに民放も含めて実質上のユニバーサルサービスであり、特に中山間地域では情報通信環境の整備の遅れもあり、重要な情報源となっていることから早急な対策が必要である。

「新たな難視」世帯の発生は、地域生活に不可欠な情報を入手する重要な手段を奪うことになり、有権者が国政選挙や都道府県知事選挙における政見放送の視聴ができず、普通選挙権の実質的保障の観点からも憂慮される。

来年7月には完全移行を迎えることから、諸課題の解決を強力に推し進める必要がある。

### （参考）

#### 【県内のデジタル中継局開局状況】

- ・20施設開局済、平成22年中に残り6施設開局予定

#### 【「新たな難視」世帯の発生】

- ・アナログでは戸別アンテナ受信できていたが、デジタルでは受信できない世帯が発生
- ・中山間地域を中心に114世帯、今後も増加予定

#### 【「新たな難視」受信対策支援（共聴施設新設の場合）のスキーム】

- ・国：2 / 3
- ・NHK：10万円×世帯数もしくは100万円のいずれか高い額

#### 【国庫補助の運用】

- ・年4回の要望調査のみに限定
- ・中継局開局後に受信点調査が可能となるなど手続に時間を要する

## 7 総合的な鉄道の整備推進について

### 提案・要望の趣旨

鉄道の安全対策を推進すること。  
鉄道駅のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。  
在来線の電化・複線化、フリーゲージトレインの導入・助成等により、高速幹線鉄道網の整備を推進すること。  
第三セクター鉄道の輸送の安全を確保するための財政支援を拡充すること。

### 提案・要望の背景、課題

#### 1 鉄道の安全対策の推進

- 鉄道にとって安全の確保が最重要課題であり、今後一層の安全対策への取組が必要。  
・列車運行の安全性と事故防止対策の徹底を図るよう、鉄道事業者への指導を徹底すること。

事故発生時期	事故概要
H17. 4.25	J R 福知山線列車脱線事故
H17.12.25	J R 羽越線列車脱線事故
H18. 1.24	J R 伯備線鉄道人身障害事故

#### 2 鉄道施設のバリアフリー化への財政支援の拡充

高齢者、障がい者等の移動の利便性・安全性の向上を図るため、鉄道駅等の交通施設のバリアフリー化事業に対し国庫補助が講じられているが、無人駅等における障がい者への遅延情報の提供など、バリアフリー化を一層推進していくためには国庫補助要件の緩和や財政措置が必要。

##### 補助要件の緩和等

- ・補助率の拡大。（現行：1/3 → 1/2）
- ・補助対象駅の拡大。（現行：5千人以上の駅（鳥取・倉吉・米子駅）及び地域の拠点的な駅（郡家・智頭・境港・伯耆大山駅等） 条件の撤廃）  
（参考）バリアフリー化補助対象施設：音声誘導装置、情報提供表示器等
- ・地方自治体協調補助要件の撤廃（国補助額を地方公共団体の補助額以内とする規制）

##### 財政措置

- ・地方自治体協調補助に対する交付税措置。

#### 3 高速幹線鉄道網の整備推進

環境にやさしい大量公共交通機関としての鉄道機能をより発揮するためには、全国的な高速幹線鉄道網の整備が必要。

- ・山陰本線等の電化・複線化整備に対する助成制度の拡充。
- ・フリーゲージトレインの早期実用化及び伯備線への導入と財政支援。

#### 4 第三セクター鉄道への支援制度の拡充

昨年4月1日から公有民営方式による上下分離の導入により経営改善を図っている、第三セクター鉄道・若桜鉄道の輸送の安全を確保するため、鉄道事業者が行う安全性向上等のための設備整備に対する財政支援の拡充が必要。

- ・鉄道軌道輸送対策事業の補助率拡大及び補助対象拡充

（補助率拡大：車両購入時等は、現行：1/3 → 1/2）

（補助対象拡充：第三種鉄道事業者が実施する工事設計・積算及び工事監理等を補助対象とすること。）



## 8 地方バス路線等生活交通確保のための自治体負担に対する財源確保について

### 提案・要望の趣旨

地方バス補助金については、過疎、中山間などの地域に対する補助要件の緩和や支援の充実を行うこと。

今年度改正されたバス車両購入への補助については、路線バスのバリアフリー化等を推進する上で必要不可欠な補助金であることから十分な予算を確保すること。

地方バス路線の運行維持については、生活交通確保のために県及び市町村が行う方策に要する経費に対する特別交付税措置を維持するとともに、その対象を拡大すること。

### 提案・要望の背景、課題

#### 1 生活交通確保についての国庫補助制度

生活交通確保のため、幹線路線バスの運行費、車両減価償却費に対し国庫補助が講じられているが、補助対象路線を限定する利用規模等の要件や、補助対象経費を限定する運行回数等の要件は、全国一律の基準となっている。

[全国一律の基準を見直し(緩和)していただきたいものの例]

- ・補助対象路線の1日当り輸送量要件：15～150人  
過疎・中山間地域は「15人以上」の要件の引下げ
- ・補助対象経費の算定要件：平均乗車密度5人で換算した運行回数分のみ  
過疎・中山間地域は「5人」の要件の引下げ

#### 2 国庫補助金の十分な予算確保

バス車両購入への補助については、補助対象を車両購入費から車両購入費に係る減価償却費・金融費用に制度改正されたところ。路線バスのバリアフリー化・安全運行を推進する上で必要不可欠な補助金であるため、十分な予算を確保すること(車両購入への国庫補助が一部しか交付されていない年度がある)。(単位：千円)

補助年度	申請額	決定額	差引
H18	35,680	29,357	6,323 (17.7%)
H19	69,274	66,596	2,678 (3.9%)
H20	69,275	69,275	(満額)
H21	76,775	76,775	(満額)

(注)この2年は、燃料費高騰や国の経済対策に伴う補正予算により満額交付

(参考)車両購入費の対象経費：【平成21年度まで】車両購入費

【平成22年度から】車両購入費の減価償却費等

#### 3 生活交通確保についての財政措置

地方バス路線の運行維持については、生活交通確保のために県及び市町村が行う方策に要する経費に対する8割の特別交付税措置を維持するとともに、その対象を拡大すること。

[対象外経費の事例]

運行ルート、時間、乗降場所などを利用者の需要に応じて運行するデマンド交通の運行管理に必要なシステムの整備(パソコン設置費等)に要する経費

## 9 外国人観光客誘致に係る地方への配慮について

### 提案・要望の趣旨

訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）における、訪日外国人旅行者が少ない地域の観光魅力を積極的にPRすること。

ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業における、予算の地方への重点配分と柔軟な執行への理解、地方公共団体の意見を事業に反映させるためのシステムづくりを行うこと。

### 提案・要望の背景、課題

#### [ 訪日外国人旅行者が少ない地域の観光魅力のPR ]

訪日外国人旅行者が年々増え続けている中であって、当県の外国人延べ宿泊者数は平成21年に14,020人と全国第45位と低迷。

国が策定した訪日外国人3000万人プログラムにおいては、第1期目標として2013年までに訪日外国人旅行者数を1,500万人にするとされており、重点市場を対象に日本の観光魅力を発信するとされている。

従前の海外市場へのプロモーションは、東京、京都、北海道などの既に多く観光客が訪れている地域の観光魅力の情報発信が中心。

上記プログラムの施策として位置付けられている訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）の実施に当たっては、訪日旅行全体の底上げのため、当県など訪日外国人旅行者が少ない地域の海外プロモーションを強化することが重要。

#### [ 地方への予算の重点配分や地方の意見を事業に反映させるためのシステムづくり ]

訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）を地方公共団体と共同で実施するビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業の実施に当たっては、当県など訪日外国人旅行者が少ない地域への予算の重点配分を希望。

また、地方連携事業の実施に当たっては、地方公共団体において円滑に事業実施ができるよう、地方運輸局において、柔軟な事業実施への理解を希望。

同様に、中国5県が連携して取り組む中国地方国際観光ビジネスフォーラムの実施に当たっては、過去の事業結果を踏まえた事業内容の見直し、参加する地方公共団体の意見を反映させるシステムづくりが必要。

## 10 三徳山の世界遺産登録に向けての取組について

### 提案・要望の趣旨

三徳山の世界遺産登録暫定リスト入りに向け、三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。

### 提案・要望の背景、課題

三徳山は三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」にいたる行者道の道程にある懸造の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿溪、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷をへて、今も日本の山岳信仰の原型を伝える。

三徳山は国の名勝および史跡に指定されており、投入堂をはじめとした山内の建造物群及び、三仏寺所有の仏像や銅鏡などは国重要文化財に指定されている。また、小鹿溪は、名勝にも指定されている。

当県では、新たな主題設定に向けた取り組みの中で、特に調査・研究が重要であると位置づけ、地元三朝町と共に、考古学的調査や自然環境調査、石造物の調査など地道ではあるが、多角的な視点からの調査・研究を進めているところであり、引き続き財政支援をお願いしたい。

三徳山の価値・景観を後世に伝えるべく、保存管理の取り組みにも一層力を入れていくこととしている。

### (これまでの三徳山の世界遺産登録に向けた取り組み)

- H13 年度 三朝町が世界遺産登録を目指す運動を開始
- H14 年度～ 調査研究、情報発信等の取組を推進
- H18 年度 開山 1300 年祭の開催  
三徳山御幸行列を 50 年ぶりに復活  
国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を提出したが、継続審査との回答
- H19 年度 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を再提出  
三徳山三仏寺本堂の保存・保護事業を開始
- H20 年度 H19 年度に再提出した提案書について暫定一覧表の追加記載とならず  
自然環境調査を開始
- H21 年度 鳥取大学との合同シンポジウム、三朝町による発掘調査及び測量調査、地元住民等による文化資産学習会等の実施  
H21 年度は、国（文化庁）による世界遺産暫定一覧記載提案書の募集なし

(国宝 投入堂)



(名勝 小鹿溪)



(重文 木造蔵王権現立像)



# 1 1 保健・医療政策の充実について 医師の確保対策の推進について

## 提案・要望の趣旨

養成された医師が地域偏在・診療科偏在を起こさないよう地域が必要とする医療に従事する全国的な医師配置調整制度を早急に創設すること。

緊急避難的な措置として、臨床研修修了後の一定期間内にへき地、中山間地などの医師不足地域（これらの地域の後方支援を行う地域の中核病院を含む。）における勤務を義務化する、地域や期間を限定して医師の新規の開業を制限するなど、地域の医療人材の確保を担保するシステムを構築すること。

卒業した大学の所在する都道府県又は地域ブロックの病院の中から研修病院を選択する制度とするなど、地域医療に携わる医師の確保が担保できる新医師臨床研修制度を抜本的に見直しすること。

平成 22 年度診療報酬改定の効果を検証するなど、産科、小児科などの特定診療科へ医師を誘導する措置を実施すること。

腎臓病患者の透析が円滑に行えるよう診療報酬の引上げを行うほか、不足している腎臓内科医等の透析を担当する医師を養成すること。

## 《提案・要望の背景、課題》

### 1 地域間及び診療科間の医師の偏在などを背景とした医師不足

国民が安心して暮らせる社会をつくるためには、全国どこでも同じように医療を受けることができる医療提供体制の整備が必要であるが、近年、地域間及び診療科間の医師の偏在などを背景とした医師不足が全国的な問題。

当県においても、診療要員の不足により診療体制の維持が困難となる病院が発生するなど、深刻な問題が顕在化してきており、地域医療は崩壊の危機。

真に必要な医師数、維持すべき医療水準や体制について、国としての方針を提示するとともに、それを確保する制度設計、施策の実施を緊急に行うべき。

### 2 新医師臨床研修制度による影響

平成 21 年度、国は臨床研修医制度の見直しを行ったが、都市部への偏在が解消される見込みは少ない内容。

当県の平成 16 年度の初期臨床研修研修医は 58 名。

平成 21 年度実施のマッチングでは 25 名と大幅に減。

# 1 1 保健・医療政策の充実について 看護師確保対策の推進について

## 提案・要望の趣旨

安定的な看護師確保を図り、良質で「安心・安全」な医療を提供するため次の対策を充実すること。

- 1 看護師の安定的な養成と確保・定着に向けた、看護師の生きがいと魅力ある職場環境づくりを総合的に推進すること。  
特に、診療報酬の見直しによる、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。
- 2 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための、報酬の見直し、看護師の処遇改善を行うこと。
- 3 女性が大半を占める看護師が働きやすいように、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充すること。
- 4 社会資源を有効に活用するための潜在看護師の状況把握及び再就業支援のための施策を充実させること。
- 5 当面の慢性的な看護師不足に対応するため、医師・看護師との連携のもとで病院の介護職員による一定の医行為（たんの吸引や経管栄養）を可能とすること。

## 《提案・要望の背景、課題》

### 1 看護師の需要の増大

- ・急速な高齢化、医療の高度化・専門化、訪問看護を始め福祉施設等看護師の働く場の拡大による継続的な看護師の需要の増。

就業者数 平成 10 年 3,817 人 平成 20 年 5,313 人 約 1,500 人(約 40%)の増

- ・当県において、毎年約 150 人増加しているにもかかわらず看護師不足の状況で、供給が必要に追いつかない。

### 2 特定病院への看護師採用の集中化

- ・ 7 : 1 看護基準の導入により特定病院への看護師採用が集中化するなど看護師不足は深刻な問題。
- ・ 中小病院を始め訪問看護等居宅サービス事業分野の看護師確保は非常に困難な状況。

### 3 潜在看護職員の把握が困難

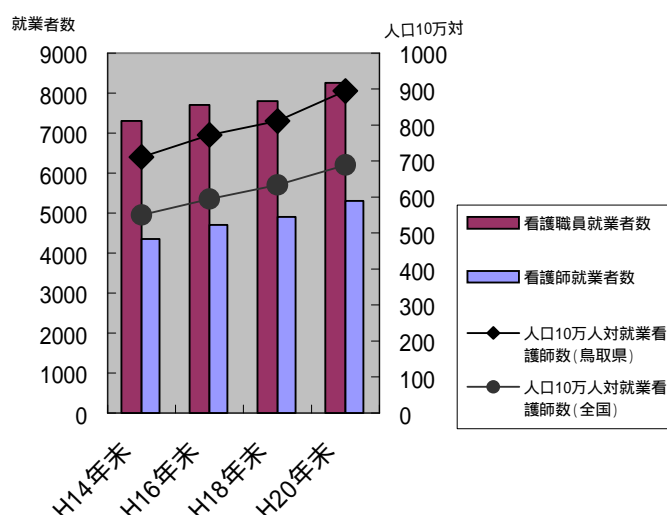
- ・ 資格を持ちながら在宅にいる潜在看護師の把握が出来ないため、再就業への意向把握や情報提供が困難。

### 看護職員の離職理由

1 妊娠・出産	30.3%
2 結婚	28.8%
3 勤務時間が長い、超過勤務	21.9%
4 子育て	21.7%
5 夜勤の負担が大きい	17.8%

(2007.3 日本看護協会調べ)

鳥取県の看護職員の就業者数



# 1 1 保健・医療政策の充実について がん対策の推進について

## 提案・要望の趣旨

### がん地域連携クリティカルパスの促進について

病院と診療所など医療機関間における役割分担を図り、がん患者にとって切れ目のないがん医療の提供体制を構築するため、がん地域連携クリティカルパスを診療報酬で評価するよう検討すること。

### がん検診の実施状況把握のための制度化

県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制を整備すること。

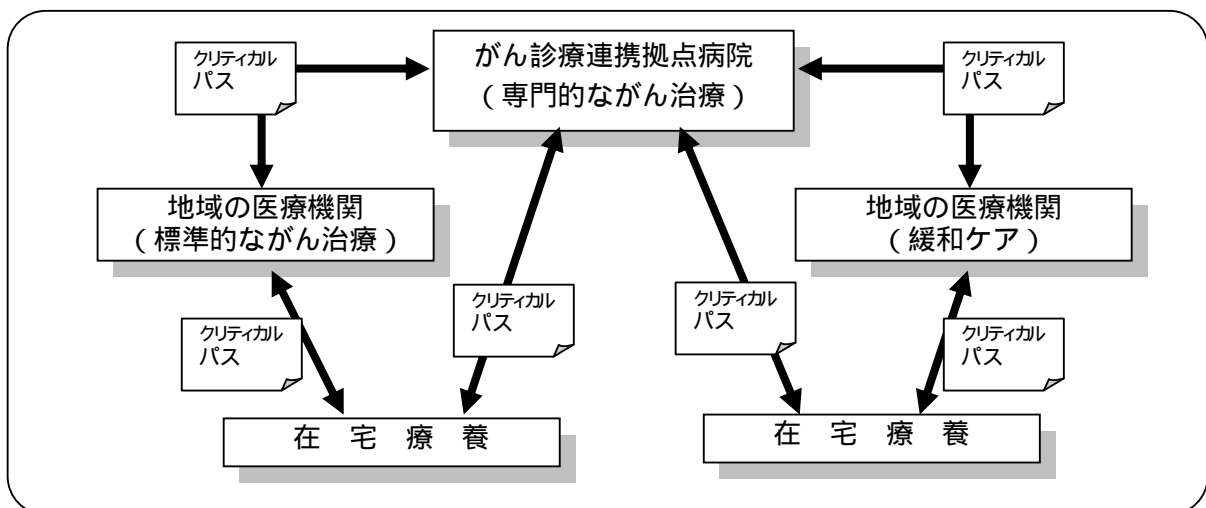
## 提案・要望の背景、課題

### 1 がん診療地域連携クリティカルパスの促進について

限られた医療資源を有効活用するためには、医療機関の役割分担と連携を進める必要がある。そのためには、がん地域連携クリティカルパスの早期構築を進める必要があるが、早期に構築するためには、診療報酬で評価することが有効である。

<がん地域連携クリティカルパスとは>

- ・急性期病院から回復期病院等を経て、早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、患者が治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。
- ・専門的ながん治療を行う病院や地域の医療機関等、治療にあたる複数の医療機関が連携することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。
- ・がん地域連携クリティカルパスのイメージ



### 2 がん検診の実施状況把握に係る課題

当県では、がん対策推進計画において、がん検診受診率 50%以上にすることを目標として掲げているところであるが、そのためには事業主や医療保険者など、職域におけるがん検診の実施状況の把握が必要である。

しかし、職域におけるがん検診の実績については、自治体に報告する仕組みがなく、現状を把握することが困難となっている。

現状：県が正確に把握できるのは、市町村が実施したがん検診の実施状況のみ

# 1 1 保健・医療政策の充実について

## 子宮頸がんワクチン等の定期接種化と財政支援について

### 提案・要望の趣旨

#### 子宮頸がんワクチン等の定期接種化について

予防接種法で定められている定期接種に、「子宮頸がん」予防のためのワクチン」を追加すること。また、その他、死亡や後遺症の残る可能性がある髄膜炎等の予防のための「H i b (ヒブ) 菌」や「肺炎球菌 (7 価、2 3 価)」に対するワクチンを定期予防接種の対象に追加すること。

#### 予防接種費用に対する国の財政措置

定期予防接種費用は、予防接種を受けた者等から実費を徴収することが可能となっているが、実態として、実施主体である市町村が公費負担をしているという現状にある。(経済的理由により実費徴収が困難な費用については地方交付税措置が講じられている。)

また、法に基づかない予防接種に係る費用は、原則接種者等の負担となるが、市町村が独自に補助制度を設けている場合も多い。

については、すべての住民が地域間格差なく予防接種を受けることが出来るよう財政支援をすること。

### 提案・要望の背景、課題

#### 【子宮頸がんワクチン等について】

当該疾病等に対する予防接種のほとんどは、接種回数が多く、接種費用が高額となることから、容易にワクチン接種することが困難な状況にある。

#### < ワクチン概要 >

区分	接種回数(標準年齢)	接種費用(目安)	備考(薬事承認)
H P V (子宮頸がん原因ウイルス)	3回	45,000円 (15,000円×3回)	平成21年10月
H i b	4回	32,000円 (8,000円×4回)	平成19年1月
肺炎球菌(7価) 小児用	4回	40,000円 (10,000円×4回)	平成21年10月
肺炎球菌(23価) 高齢者用	1回	6,500円	平成18年10月

また、全国的にワクチン費用の市町村助成が増えてきている一方で、接種費用の公費負担を行わない市町村もあり、地域間で格差が生じている。

#### < 市町村助成状況 >

区分	県内(19市町村のうち)	全国
H P V (子宮頸がん原因ウイルス)	3市町村	20市町村
H i b	5市町村	100市町村
肺炎球菌(7価)	1市町村	3市町村
肺炎球菌(23価)	9市町村	216市町村

県内状況は平成22年6月実施の県調査(未実施分も含む)

全国状況は(財)予防接種リサーチセンター調査

(時点が古く鳥取県の最新の助成状況が反映されていない数値である。)

#### 【国の動き】

現在、厚生労働省において厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が設置され、予防接種制度全般の見直しの検討がなされているところ。

夏頃までに「予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方」、「接種費用の負担のあり方」等のテーマについて、有識者等からヒヤリングを行い、現状と課題について整理がなされる予定。

#### (参考) 予防接種について

現在、我が国で行われている予防接種は、予防接種法(以下「法」という。)に基づき、行政の関与の下で実施される定期予防接種と、法に基づかない予防接種に大別される。

定期予防接種は、実施主体である市町村が接種体制を確保するとともに、予防接種の積極的な接種勧奨(ジフテリア等の一類疾病に限る。)や、制度の周知及び正確な情報提供等を行うこととされ、また、法による健康被害救済制度の確保がなされている。

# 1 1 保健・医療政策の充実について 禁煙治療に係る保険適用の要件緩和について

## 提案・要望の趣旨

たばこが健康へ悪影響を与えることから、禁煙を促すために禁煙治療が保険適用されており、診療報酬で算定対象となる基準が示されている。

現在の基準では、プリンクマン指数（1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数）が200以上あることとされていることから、結果的に喫煙年数の短い若年者や妊婦等が保険適用の対象外となる場合が多い。

については、若年者と妊婦の禁煙を促進するとともに、禁煙治療を受けたい住民に対して禁煙治療の保険適用が認められるよう、基準要件を緩和すること。

## 提案・要望の背景、課題

### 1 禁煙治療の保険適用（ニコチン依存症管理料）について

（平成18年3月6日保医発第0306001号厚生労働省保険局医療課長通知）

- (1) ニコチン依存管理料は、入院中の患者以外の患者に対し、「禁煙治療のための標準手順書」に沿って、初回の当該管理料を算定した日から起算して12週間にわたり計5回の禁煙治療を行った場合に算定する。
- (2) ニコチン依存症管理料の算定対象となる患者は、次のすべてに該当するものであって、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めたものであること。  
「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）で、ニコチン依存症と診断されたものであること。  
1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数（プリンクマン指数）が200以上であるものであること。  
直ちに禁煙することを希望している患者であって、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているものであること。
- (3) ニコチン依存管理料は、初回算定日より起算して1年を超えた日からでなければ、再度算定することはできない。
- (4) 治療管理の要点を診療録に記載する。

### 2 治療にかかる費用について

区分		ニコチンパッチの場合		バレニクリンの場合	
		費用	自己負担額 (3割負担)	費用	自己負担額 (3割負担)
診療所	初診料 + 再診料	7,540円		7,540円	
	ニコチン依存症管理料	9,620円	5,760円	9,620円	5,960円
	院外処方箋料	2,040円		2,720円	
保険 薬局	調剤料	2,800円	7,060円	5,980円	13,090円
	禁煙補助薬	20,730円		37,660円	
合計		42,730円	12,820円	63,520円	19,050円

標準的な治療で試算したものの

### 3 喫煙者に占める若年（12～29歳）喫煙者の割合

区分	男性	女性
全国	16.0%	20.0%

平成19年国民生活基礎調査（厚生労働省）から作成  
喫煙者 = 「毎日吸っている」 + 「時々吸う日がある」



# 1 1 保健・医療政策の充実について ポルフィリン症の難病指定について

## 提案・要望の趣旨

日光暴露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症の治療法の開発と患者の療養生活を支援するため、一刻も早い難病指定を行うこと。

## 提案・要望の背景、課題

### 【ポルフィリン症について】

ポルフィリン症という病気は、太陽の光を浴びることで症状が悪化する病気であり、患者の経済的・精神的な負担は計り知れないものとなっている。

#### <皮膚ポルフィリン症の臨床症状>

光過敏症（紅班、水泡、潰瘍、痂皮、瘢痕、色素沈着、色素脱失）



「ポルフィリン症と闘う兄弟」(中海テレビ放送制作)より

#### <本県の取り組み>

当県では、ポルフィリン症の難病指定を支援するため、署名活動を行うとともに、中国知事会や近畿ブロック知事会において、各府県知事に署名活動への協力を要請。2府9県の知事に賛同を頂くとともに、平成21年6月末までに1万8千余の署名が寄せられ、全国ポルフィリン代謝障害者友の会へ提出した。

### 【課題】

難病対策については、症例数が少なく原因が不明で治療方法が未確立、かつ、生活面で長期にわたる支障がある難病疾患（130疾患）に対し、難治性疾患克服研究事業として研究班が設置され、原因究明、治療方法に確立に向けた研究が行われている。

さらに、その内の56疾患については、特定疾患治療研究事業として、医療費に対する公費助成制度（国1/2、県1/2）がある。

しかし、ポルフィリン症については、いずれの制度も対象疾患となっていない。

事業名	事業の目的	対象となる主な疾患
難治性疾患克服研究事業	原因究明、治療方法の確立に向けた研究	溶血性貧血、球脊髄性筋萎縮症、色素性乾皮症 など130疾患
特定疾患治療研究事業	医療費助成制度	パーキンソン病、サルコイドーシス、広範脊柱管狭窄症 など56疾患

# 1 1 保健・医療政策の充実について

## 国による准看護師制度の一元化について

### 提案・要望の趣旨

准看護師制度が、同じ法律に基づく資格である保健師、助産師及び看護師の制度と同様に全国統一的に運用され、国民の生命と安心・安全な医療提供が担保されるよう保健師助産師看護師法を改正して、国において一元管理を行うこと。

### (提案・要望の背景、課題)

1 准看護師制度については、医療現場において重要な役割を担ってきたところであるが、以下の課題がある。

#### (1) 准看護師試験について

- ・受験者は複数の都道府県が実施する試験を受験することが可能なため、同一者が複数の合格証書を入取し、複数の免許証を取得できる。

#### (2) 准看護師免許及び籍登録について

- ・免許申請は住所地の都道府県知事に提出することとされているが、籍登録が一元的に管理されていないため、合格証書が一枚あれば新規申請として複数の都道府県で申請し、複数の都道府県に籍を持つことができる。

#### (3) 行政処分について

- ・複数の県の免許証の取得が可能なおから、ある県で行政処分を受けても他の県の免許証により、継続して業務をすることができる。
- ・行政処分の前提となる罰金以上の刑に処せられた者の把握が都道府県では困難である。

#### (4) 再教育研修について

- ・平成20年4月1日以降に行政処分を受けた者を対象に再教育を実施することとなったが、籍登録地と勤務地で都道府県を異にする場合、再教育命令を行う知事が不明確である。

### 2 類似資格制度の概要

	免許申請	免許証の書換え 再交付	籍管理 (名簿管理)	試験実施	備考
准看護師	住所地の都道府県知事	就業地の都道府県知事を経由し、免許を与えた都道府県知事に申請	都道府県	知事	
歯科技工士	大臣	大臣	大臣	大臣(知事)	昭和57年に 知事 大臣

社会的地位の向上及び業務の適正化を図るため改正

## 1 1 保健・医療政策の充実について 医業類似行為の明確化について

医業類似行為の範囲の明確化、及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確化すること。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が業として行う医業類似行為によって生ずる被害から国民の安全を守るために必要な対応を行うこと。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号（以下「あはき法」という。））に基づく者、柔道整復師とは、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく者をいう。

### 《提案・要望の背景、課題》

#### 1 民間療法の増加

医業類似行為である「あん摩マッサージ指圧」については、あはき法第1条による免許を有する者でなければこれを業として行ってはならないとされている。近年、これと同じように人の皮膚に触れ、もむ、さするなどの行為を行う、リフレクソロジーやカイロプラクティックなどいわゆる民間療法が増加している。

#### 2 民間療法に対する規定

民間療法については、医業類似行為を行っているにもかかわらず、免許制度や施術所の届出に関する規定がなく、広告についても特別の規制はなされていない。

#### 3 安全な医業類似行為の提供体制

国民の健康に対する意識が高まる中、国民に害を及ぼす恐れのある医業類似行為の潜在化を防ぐとともに、国民に正確な情報提供を行い、安全な医業類似行為の提供体制を確保する必要がある。

## 1 2 介護基盤の充実強化について 介護現場における人材定着対策について

### 提案・要望の趣旨

昨年度、介護職員の報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の創設が行われたものの、介護人材の定着を図るための十分な処遇改善となっていないため、介護現場の職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。

きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置している実情があることから、それに見合った介護報酬となるような制度を設定すること。

介護職員のみ限定した介護職員処遇改善交付金の対象範囲を見直すとともに、事業が終了する平成23年度末以降も、引き続き、介護現場に従事する職員の処遇改善策を継続すること。

介護現場に従事する職員の処遇改善策に要する経費については、介護保険料や利用者負担額の引き上げ、又は地方公共団体の負担につながることをしないよう、次期介護報酬改定の議論の中で十分な検討をすること。

### 提案・要望の背景、課題

#### 1 H 2 1 報酬改定等だけでは不十分な処遇改善

介護報酬はH 2 0年度まで引き下げられてきた経過があり、今回の3%引き上げだけでは不十分。また、処遇改善交付金についても介護職員のみを対象としたH 2 3年度までの暫定措置であり、抜本的な改善には繋がらない。

離職率が高い原因としては、賃金、非正規、夜勤等の雇用条件等に対する従事者の不満。

例) 基本給与月額

福祉施設介護員(213.9千円)、ホームヘルパー(202.5千円)、全労働者(294.5千円)

県内の介護事業者の現場の声

- ・ 厳しい経営環境にある事業所は、アップ分はまず施設運営費に回さざるを得ない。
- ・ 小規模な特養は今回の改定では十分な処遇改善は無理。
- ・ サービス提供体制強化加算(有資格者が多いことによる加算)等が取れないと3%の報酬アップは無理。

#### 2 実態に合っていない国の介護報酬

現行の特別養護老人ホームや老人保健施設の介護報酬は、3:1という国の配置基準(入所者3名に対して看護職員又は介護職員を1名以上配置)を前提として設定。

県内の実態としては、特養は1.9:1(38施設平均)、老健は2.2:1(36施設平均)であり、介護サービスの質を確保するためには、ほぼ2:1の体制にせざるを得ない。

(基準)



(県内の実態)



つまり、県内の施設経営者は3:1の基準を前提とした低い報酬額で、2:1体制の職員の賃金を賄っている。



¥ (賃金2/3人分)

# 12 介護基盤の充実強化について

## ②介護福祉士資格の取得に関する現任者対策について

### 《提案・要望の趣旨》

就学しながら600時間の養成施設研修が困難な現任の介護職員について、ヘルパー資格を有する者について研修の代替性を高めるなど、介護福祉士国家資格の取得を容易とするよう、支援策を講じること。

### 提案・要望の背景、課題

「働きながら資格を取る」介護雇用プログラムの創設により、求職者には雇用の場の確保と資金援助により、介護福祉士等の資格取得の機会が保障されている一方で、現任介護従事者に対する支援制度がない。

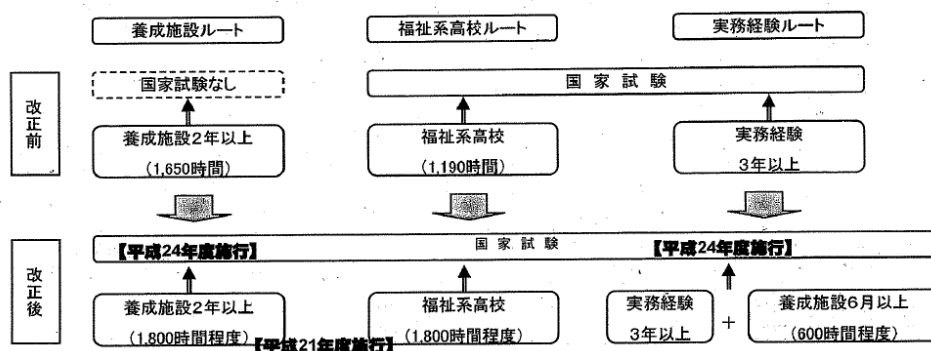
また、平成24年度から実施される介護福祉士国家試験の受験資格変更(養成施設600時間)で、現任者が受験しやすい仕組みが必要である。

### 1 働きながら資格を取る介護雇用プログラムの導入による問題点(現場の声)

- ・ 介護現場では即戦力を必要としており、当該事業は取り組みにくい。
- ・ 介護現場や養成校で、現任職員あるいは自己負担で学ぶ学生との間に不公平感(特別扱い)がある。
- ・ 当該事業によって資格取得をした者に介護現場での継続勤務の義務付けがないので、将来的な雇用の安定が図られない。

### 2 介護福祉士国家試験の受験資格の変更

- ・ 養成施設卒業者は資格取得のために新たに国家試験を受験しなければならない。
- ・ 3年以上の実務経験者は、国家試験受験前に養成施設で6月以上(600時間程度)の養成課程を経なければならない。(⇒就業しながら600時間の研修受講は困難。)



### 3 働きながら資格を取る介護雇用プログラムの概略

- ・ 県の委託を受けた介護事業者等が求職者を期間を設けて雇用。
- ・ 雇用された者は、介護福祉士やホームヘルパー2級等の養成機関に通いながら、介護施設等で勤務(介護補助業務に従事)する。
- ・ 雇用された者は、賃金を得ながら受講経費を負担することなく(いずれも県負担)、資格取得と介護実務経験を積むことができる。

## 1 2 介護基盤の充実強化について 介護療養病床転換の方向について

### 提案・要望の趣旨

介護療養病床の転換については、病床廃止方針の凍結が示された後、廃止の方針が変わらないとの大臣発言があるなど、介護現場に混乱を招いていることから、早急に方向性を示すこと

なお、介護療養病床の再編にあたっては、

- ・ 療養病床の再編に関し、医療ニーズを有する患者に対して必要な医療がとぎれることがないように、円滑な移行措置への支援を行うこと
- ・ 医療療養病床から老人保健施設等への転換に伴う介護保険費用の増加分について、被保険者や地方公共団体の負担が過大とならないよう、十分な財源措置を行うこと

### 提案・要望の背景、課題

#### 1 これまでの経緯

平成21年11月2日、厚生労働大臣が衆院予算委員会において、24年3月末までの廃止方針の凍結を示し、その後実態調査を踏まえた上で今後の方針を判断するという事になった。

その後、平成22年1月27日、厚生労働大臣は参院予算委員会において、基本的に介護療養病床廃止の方針は変わらないとの姿勢を示した。

#### 2 本県における転換状況

##### 【医療・介護別の療養病床数】

	H19.4.1 現在	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.3末 計画目標
医療療養病床	1,703	1,532	1,539	1,706	1,401
介護療養病床	363	309	309	0	0
計(A)	2,066	1,841	1,848	1,706	1,401
医療病床のうち 回復期リハビリ(B)	351	435	435	435	459
計(A-B)	1,715	1,406	1,413	1,271	942

H19.4.1現在は、平成20年3月「鳥取県地域ケア体制整備構想」策定時点の状況のもの

(参考)医療費適正化計画における平成23年度末の療養病床の目標病床

942床(H19.4月現在1,715床)

国の参酌標準に従うと793床となるが、本県では検討委員会での議論を踏まえて独自に算定

#### 3 県内医療機関の動向

H22.3の転換意向調査(調査時点はH22.1.31)によると、医療療養病床について転換未定・現状維持とする医療機関が多い(その理由としては、H22年度診療報酬改定の動向を踏まえて方針を決めたい等)

# 13 安心して子育てできる環境の整備について 小児医療費の負担軽減等及び特別医療費の助成に伴う 国庫負担金の減額措置の見直しについて

## 提案・要望の趣旨

義務教育期間の子どもの医療費について、自己負担割合の引き下げ等による、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図ること。

市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。

## 提案・要望の背景、課題

### 1 小児医療費の自己負担軽減

急速に少子化が進行する中で、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進していくことは、極めて重要な課題。

各種調査でも、多くの夫婦が「子どもは欲しいが子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と答えているとおり、子育て家庭の経済的支援の充実が、少子化対策として重要であり、当県としても小児医療費の助成制度の拡充等独自の取組を積極的に実施。

子どもが病気になっても安心して医療にかかれるよう、国においても義務教育期間の子どもの医療費の自己負担割合の引き下げ等による子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図ること。

### 2 特別医療費助成による国庫負担金の減額措置

各市町村では身体障がい者、知的障がい者、ひとり親家庭、乳幼児等に対し、医療に係る負担金の一部を助成し、所得が低い方等が受診しやすい環境の整備を図っている。

これに対して、国では、地方公共団体が独自の制度により療養費に係る一部負担金を軽減している場合、法定割合どおりの場合と比較して医療費が増加するとの理由から、国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金を減額交付している。

しかし、特別医療費の助成は、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が、医療を受けやすくするための制度であり、不必要な受診の機会を増やすものではない。

# 13 安心して子育てできる環境の整備について 保育所における保育士配置基準の改善及び財源措置の充実について

## 提案・要望の趣旨

安心して子育てできる政策を進めるため、子ども手当による直接給付だけでなく、充実した保育環境を整備すること。

保育・幼児教育の質の向上を図るため、保育所における保育士の配置基準の改善及び適切な職員配置が可能となる必要な財源措置を行うこと。

(児童：保育士)	1歳児	6：1	4.5：1
	3歳児	20：1	15：1
	4歳児以上	30：1	20：1

## 提案・要望の背景、課題

地方分権推進委員会の勧告に基づき、保育所の最低基準は条例で都道府県が定めることとされているが、保育士の配置基準については、「従うべき基準」として国の基準どおりに制定することとされている。

また、平成21年度から新しい保育所保育指針が施行され、保育現場では、多様な保育ニーズへの対応等により保育士の業務が増加。

- ・延長保育の実施
- ・発達障害など特別な支援を要する子どもの増加
- ・支援が必要な保護者への対応 など

現在の保育士配置基準(1歳児以上の配置基準は昭和44年の改正後、改正なし)では実態に合わず、更なる充実が必要。

鳥取県では、1歳児や障がい児の単県加配を実施。また、市町村でも多様な保育ニーズに対応したり、特に必要性の高い3歳児以上に対し加配を実施。

区分	配置基準(児童：保育士)				
	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国基準	3：1	6：1	6：1	20：1	30：1
県独自加配	-	4.5：1	-	-	-
実態調査(注)	2.4：1	4.1：1	5.2：1	10.2：1	12.3：1
改善案	-	4.5：1	-	15：1	20：1

(注)鳥取県子ども家庭育み協会調べ(H19)

しかし、市町村では、税収減、三位一体改革による地方交付税の減などにより財政が悪化。特に平成16年度に公立保育所の運営費が一般財源化されてから、保育現場の非正規職員を増やさざるを得ない状況。

～保育所の正規職員保育士割合(H21年6月鳥取県調べ)～

公立保育所：37% 私立保育所：60%

保育・幼児教育の質の向上を図るためには、保育士の雇用環境を整備するとともに、保育の実施主体である市町村に、充実した保育環境を整備するための財源措置を行うことが必要。



# 14 地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて 障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けた提言について

## 提案・要望の趣旨

薬物依存症リハビリ施設が安定した運営ができるように公的支援を行うこと。  
高次脳機能障がいの定義を法律上に明文化すること。  
発達障がいの特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練などの障害福祉サービスを充実させること。  
児童福祉法にかかる障がい児のサービス利用負担を見直しすること。

## 提案・要望の背景、課題

- 1 薬物依存症リハビリ施設に対応したサービス類型の創設や現行制度の改正が必要。例えば、現行制度の改正については以下の事項が考えられる。
  - (1) サービス管理責任者の基準の緩和  
薬物依存症リハビリ施設では、薬物依存症の経験者が支援に従事していることが多いが、現行制度では、薬物依存症リハビリ施設での勤務経験がサービス管理責任者の実務経験年数に換算されない。薬物依存症リハビリ施設（ダルク）での勤務経験も実務経験年数として換算すること。
  - (2) 自立訓練（生活訓練）と共同生活援助・共同生活介助の同一施設での実施  
現行制度では、日中サービスと夜間サービスは分離しなければならないが、薬物依存症者のケアは、初期は薬物からの隔離を中心に、一日24時間のパッケージ化されたサービスが有効とされている。例えば、自立訓練（生活訓練）と共同生活援助・共同生活介助（グループホーム・ケアホーム）が同一施設で実施できるようにすること。  
また、現行制度では、グループホーム・ケアホーム居室は個室でなければならないが、薬物依存症の特徴として、初期段階では一人になることで薬物の誘惑に負けやすい状態が続くことから比較的大きな共同部屋で生活することが有効とされている。例えば、グループホーム・ケアホームの施設基準「居室が個室」を緩和すること。
- 2 高次脳機能障がいは、器質性精神障疾患として精神障がいに分類されることから、精神保健福祉手帳の取得のほか、障害者自立支援法に基づく各種サービス、障害者雇用促進法に基づく各種施策等を受けることが可能。  
しかしながら、高次脳機能障がいは、必ずしも十分に理解が浸透しておらず、地域における高次脳機能障がい者向けのサービスの整備も進んでいないことから、当事者が必要とするサービスを適切に利用できない状況がある。  
これは、障害者自立支援法に、高次脳機能障がいの定義が規定されていないことも一因と考えられるため、これを明文化されたい。
- 3 障がい者総合福祉法（仮称）の制定のための検討にあたり、全国で取組みが行われた発達障がい支援開発事業（国のモデル事業）の成果を踏まえ、発達障がい児・者の特性に応じた児童デイサービス、自立訓練などの障がい福祉サービスを受けることが出来るよう配慮されたい。
- 4 障がい児通園施設と保育所との利用負担について不均衡が生じているため、次の2つを考慮されたい。
  - 2人目以降の児童の障がい児通園施設利用料を軽減する制度の創設
  - 障がい福祉サービスの負担上限額の算定において、原則として保護者の所得合計のみとすること

## 14 地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて

### 地域の実情に応じた障がい福祉サービスの提供と財源確保について

#### 提案・要望の趣旨

地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保すること。

医師法等による資格を持たない介護職員に対し、例えば一定の知識・技能を習得させることを要件にすることなどにより、オストメイトの方の肌に接着したストーマ装具（パウチ）の取り替えを行うことができるように要件を緩和すること。

平成21年度に創設された施設外就労加算の金額を小規模な事業所でも対応できるように見直しすること。

#### 提案・要望の背景、課題

- 1 平成22年度予算においては国庫補助金の財源は、前年度同額の440億円が確保されたが、平成21年度の市町村事業の国庫配分の平均内示率は84.7%であり、特に小規模の市町村では、財源が確保されない状態での新たな事業の実施を躊躇している状況である。

については、地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるよう、地域生活支援事業国庫補助金について、十分な財源を確保すること。

- 2 自宅で介護を必要としたり、老人介護施設に入所しているオストメイトの方は、自らストーマ装具（パウチ）を取り替えることが困難な場合があるが、医師法等により医師や看護師等以外の者が、肌に接着したストーマ装具（パウチ）を取り替えることは原則として禁止されている。

社団法人日本オストミー協会鳥取県支部「さざんかの会」の会員（会員数110名）は、介護職員が介護サービスにおいてストーマ装具を取り替えできるよう希望している。

高齢化等により自分ではストーマ装具の取り替えが困難な方の日常生活を支援するため、一定の知識・技能を有する介護職員によるストーマ装具の取り替えが行えるようにすべきである。

- 3 施設外就労は、一般就労に有効な取組であるが、平成21年度に国が制度改正し、報酬の加算として措置した際、従来の基金事業における助成金支給額を下回る場合があることが判明。

このような国の制度改正は、障害福祉サービス事業所の負担感を強め、一般就労に有効な施設外就労の停滞を招くとともに、本県が平成19年度から推進している工賃3倍計画（H19～H23年度）の実現の妨げとなりかねないことから、平成21年度に創設された施設外就労加算の金額を見直し、利用者が3人の場合は加算額を1日1,500円にさせていただくよう要望するもの。

# 15 生活福祉資金貸付制度にかかる連帯借受人等の要件の廃止について

## 提案・要望の趣旨

生活福祉資金貸付制度のうち教育支援資金については、連帯借受人等の設定の要件を廃止すること。

## 提案・要望の背景、課題

### [要望の背景]

児童養護施設等に入所している児童が高校・大学等へ進学する場合、措置費制度では入学支度にかかる必要経費に足りない場合があり、施設が負担している。

保護者がいない、保護者がいても心身の障害、逮捕拘留等により保証人になれない又は虐待関係により親が保証人とならない場合、施設職員が保証人にならざるを得ない。

児童養護施設等から、入所している児童が進学資金不足により高校・大学等への進学を断念することがないようにしてほしいという要望がある。

### [現状の制度の課題]

生活福祉資金貸付制度のうち教育支援資金については、連帯借受人等の設定が必要とされているが、施設入所児童が進学する際は、施設職員に連帯借受人等の引き受けを依頼するほかなく、児童本人および施設職員に長期・多大な負担がかかっている。

### < 児童養護施設入所児童にかかる進学率 >

区 分	一般児童（全国） （平成 19 年度末）	児童養護施設（全国） （平成 19 年度末）	児童養護施設（鳥取県） （平成 21 年度末）
高校卒業生	1,088,243	1,393	12
大学等進学者	742,022	265	2
進学率	68.2%	19.0%	16.7%

## 16 児童虐待対応における裁判所の積極関与の法的整備について

### 提案・要望の趣旨

児童虐待案件が発生した場合の対応として親子分離と親子再統合があるが、そのいずれも児童相談所が所管している現行法制度を改め、親子分離を裁判所が行うこととする等の法制度とすること。

### 提案・要望の背景、課題

#### [現行法による現場の実務]

児童虐待案件に対する対応として、児童相談所が親子を引き離す(児童を施設入所措置する等)場合がある。(児童福祉法第27条 三)

しかし親子が再び一緒に生活できるようになるのであればそれが最も望ましいことから、当該児童相談所は親子の関係修復(再統合)に向けて支援する。(児童虐待防止法第4条 )

#### [保護者の感情]

親子分離と親子再統合の実施促進主体が同一機関(児童相談所)であるため、保護者の理解が得られにくく、親子再統合が進みにくい。

原則として保護者の同意を得て児童を入所措置するものの、保護者の感情として憎悪の対象が児童相談所職員に向けられることが多い。

#### [現行法による裁判所の関与]

現行法では、保護者の意に反する場合は家庭裁判所の承認を得て親子分離(入所措置)することとされているものの、親子分離の決定実施機関はあくまで児童相談所。(児童福祉法第28条 )

#### [諸外国の例]

諸外国の例では、親子分離(入所措置)について保護者が同意しないとき、裁判所が親子分離の是非とその内容を決定し、児童相談所相当の行政機関はそれを実行するのみといった制度を採っているものがある。(フランス、アメリカ)

さらには虐待親に対する援助(再統合)プログラムの適用についても併せて裁判所が命令する制度を採っているものがある。(アメリカ)

#### < 県内児童虐待件数の推移及び親子再統合件数 >

(平成22年3月末現在)

	児童虐待件数	うち施設入所等件数	その後親子再統合できた件数
平成19年度	47	23	9
平成20年度	86	35	10
平成21年度	68	27	4

## 17 生活保護制度及び地域定着支援センターについて

### 提案・要望の趣旨

生活保護の級地制度について、市町村の実態に即した適切な級地区分の見直しをすること  
生活保護受給者の勤労意欲が強く、運転免許の取得が就職への可能性を高めると認められた場合における、免許取得経費の支給要件を緩和すること  
地域生活定着支援センターの業務内容の充実を図り支援体制を強化すること

### 提案・要望の背景、課題

#### 1 生活保護の級地

- 生活保護の級地は、市町村単位で、最大較差 22.5%とし、4.5%等差に6区分化されている。

級地制度における地域差を設定した当時(昭和59年)と比較して、地域間の消費水準の差は縮小の傾向。

市町村合併により、3級地 2であった旧町村部が、2級地 1になるなどの不均衡が生じている。

1級地 1	1級地 2	2級地 1	2級地 2	3級地 1	3級地 2
100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

#### 2 生活保護受給者の自動車運転免許取得

- 就職が確実に見込まれており、免許の取得が雇用の条件になっている場合にのみ支給できるとされている。

最近の求人は、運転を業務とする業種に限らず、そのほとんどが運転免許の所持を採用の必須条件としている。

当県のように、都市部と違い交通事情が悪く、車に頼っている地域においては、運転免許の取得は、就労促進及び世帯の自立に有効。

<鳥取県の軽自動車普及状況>(平成20年3月末)

100世帯当たり台数 96.1(全国1位)

#### 3 矯正施設退所者が地域においてその能力に応じ自立した生活を送ることが出来るよう、各種の福祉サービス等に関する相談、あっせん等を行うため、本年7月から地域定着支援センターを設置することとしているが、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者を確保するためには、国が示す人件費では人材を確保することが難しいといった意見がある。

については、事業が円滑に行えるよう、国庫補助基準額には、資格を有する者を確保するために必要な人件費や活動するために支障のない事務費を措置されたい。

また、地域定着支援センターが関係機関や関係施設の協力を円滑に得られるような支援も必要。

## 1 8 社会保障制度における「世帯」のあり方について

### 提案・要望の趣旨

低所得者の負担軽減については、世帯単位で負担能力を判断することとなっているが、形式的な「世帯分離」による負担軽減といった問題が生じないように、本人又は本人と配偶者の負担能力により判断するよう見直すこと。

### 提案・要望の背景、課題

#### 提案・要望の背景

##### 1 現行制度における課題

介護保険制度や医療保険制度においては、低所得者の負担能力に配慮し、低所得者の利用者負担限度額や保険料を引き下げる措置が講じられている。

その際、世帯単位で負担能力を判断する仕組み（例えば、本人が非課税者であっても、世帯に課税者がいるかどうかによって負担を変える仕組み）があることから、世帯を分離することにより負担を引き下げるケースが増えている。

利用者の負担軽減や保険料の軽減措置が講じられると、高額介護サービス費等が支給され介護給付費が増加するとともに、他の者が負担する保険料も増える要因となってくる。

##### 2 「世帯分離」の実態

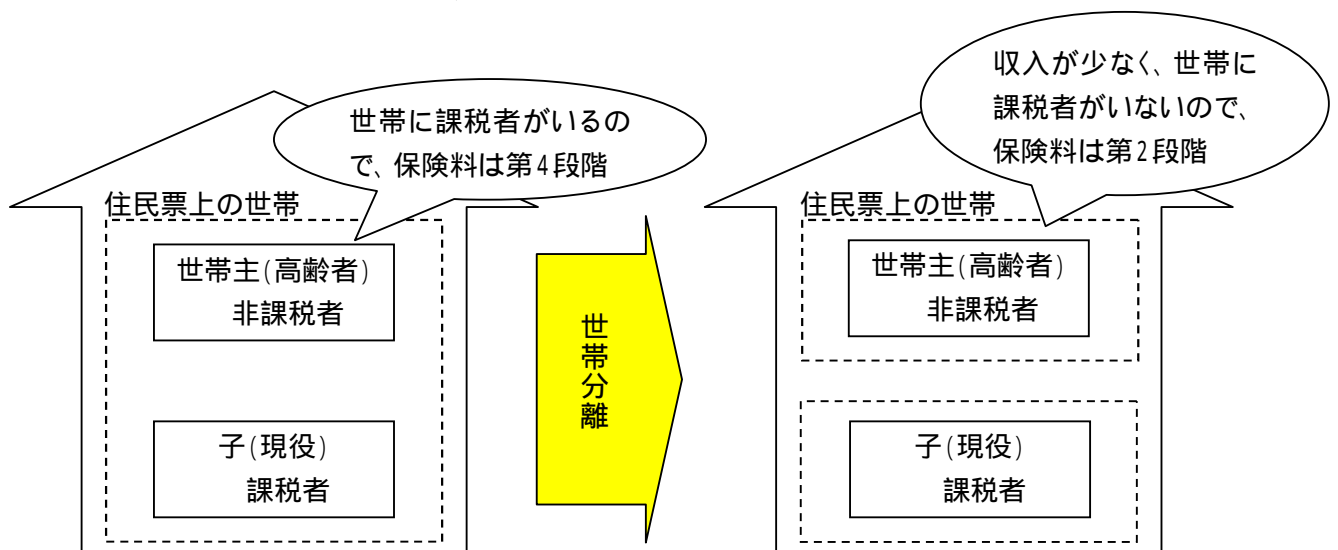
住民基本台帳法上、「世帯」とは、「居住と生計をともにする社会生活上の単位」とされており、同一の家屋に居住していても、実態として生計を別にしていれば分離することも可能となっている。

なお、県内の市町村においても、「生計が異なる」として世帯分離を申請した場合、事実確認の有無・方法、受理の取扱いに差が生じている。

鳥取市：特段の確認は行わないが、夫婦間の分離は原則不受理

岩美町：口頭で確認を行い、生計が別と確認された場合のみ受理

八頭町：特段の確認を行わず、親子・夫婦の区別なく受理



##### 3 長寿医療制度、障害者福祉サービス、保育料なども、「本人」又は「本人と配偶者」の負担能力を勘案した仕組みとなっている。

## 19 保育料の負担軽減について

### 提案・要望の趣旨

保育所運営費に係る保育所徴収金（保育料）基準額を引き下げ、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ること。

### 提案・要望の背景、課題

保育所運営にかかる経費は、保護者の保育料と国で定められた負担割合による国（1/2）・県（1/4）・市町村（1/4）の負担額を合わせたものである。

若い子育て世帯にとって保護者の保育料の負担は大きく、昨今の経済情勢の悪化により、その軽減を求める声が本市においても多数寄せられているところであり、各自治体では、保育所の運営に多額の経費を要する中で、国の定める保育所徴収金（保育料）基準額に対し、市町村独自の保育料負担軽減として多くの経費を支出し、保護者の負担軽減に努めているところである。

少子化対策として、また、安心して子育てをする環境の整備を図る上で、保護者の経済的負担の軽減を図ることは大変重要であるため、保育料の負担軽減について、国においても御検討いただくようお願いしたい。

## 20 国民健康保険事業安定のための国の財政支援について

### 提案・要望の趣旨

国民皆保険の根幹を成す国民健康保険事業の安定的な運営が図られるよう、国の財政支援の拡充すること。

### 提案・要望の背景、課題

国民健康保険事業については、近年の経済状況下において、廃業・解雇等により被保険者が増加の傾向にあり、更に、被保険者の所得は減少の傾向にある。

一方、医療給付費については、医療の高度化等により増加の一途をたどり、どの保険者も国保事業の運営は大変厳しい状況にある。

保険制度の趣旨に鑑みれば、保険料負担の増額で対応すべきであるが、被保険者負担にも限界があり、一般会計からの法定外繰入等により、国保事業を行っている保険者が多数となっている。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹を成すものであり、社会保障制度として、その安定性を維持することは喫緊の課題であると考えるので、国庫負担割合の引き上げも含め、更なる財政支援を講じていただきたい。

また、医療保険制度全般の見直しを行い、安定的で持続可能な医療保険制度の構築をお願いしたい。



## 2 1 女性特有のがん検診推進事業の継続実施について

### 提案・要望の趣旨

対象となる者と対象とならない者との不公平を解消するため、女性特有のがん検診推進事業を継続実施すること。

### 提案・要望の背景、課題

平成 21 年度補正予算により措置された女性特有のがん検診推進事業は、一定年齢の女性を対象に子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券を送付し、受診の促進を図る事業で、対象者は 5 歳刻みの年齢となっている。

については、今後、少なくとも 5 年間の事業継続により、不公平性を解消し、検診の受診を促して、がんの早期発見・早期治療に結び付けるため、今後、少なくとも 5 年間は、女性特有のがん検診推進事業を継続実施していただきたい。

## 2 2 国による妊婦健康診査臨時特例交付金制度の継続について

### 提案・要望の趣旨

平成23年度以降も、国において、妊婦健康診査臨時特例交付金制度を継続すること。

### 提案・要望の背景、課題

平成 20 年度から平成 22 年度までの期限つきで、国の臨時特例給付金措置として実施されている妊婦健康診査臨時特例交付金制度は、期限が切れた後も事業を継続する場合、各自治体の財政負担が多大なものになる。

については、平成 23 年度以降も、国において、妊婦健康診査臨時特例交付金制度を継続していただきたい。

## 2 3 子ども手当の学校給食費への充当について

### 提案・要望の趣旨

市町村が、学校給食に必要な保護者負担相当額を子ども手当から事前に差し引いて充当することができるように法の整備を行うこと。

### 提案・要望の背景、課題

例えば、鳥取県倉吉市では、小学校 14 校、中学校 5 校の給食を実施しており、給食費については、平成 20 年度から公会計としているが、滞納が多いのが現状である。

学校給食は、子どもの健やかな成長を直接支えるものであり、滞納の如何に関わらず実施する必要がある。

子どもの健やかな育ちを支援するために支給される子ども手当が直接給食費に充てられることは、手当の目的に反するものではないと考える。

については、子ども手当から給食費を事前に差し引いて充当することができるように法の整備をお願いしたい。

## 2 4 方面ウラン残土により製造したレンガ製品の利活用促進 について

### 提案・要望の趣旨

期日までにレンガ製品の県外搬出を行うよう日本原子力研究開発機構に対して指導を行うこと。

レンガ製品の安全性のPRに努め、一層の利活用をすすめること。

### 提案・要望の背景、課題

鳥取県湯梨浜町方面地区のウラン残土については、平成18年5月31日に締結した、文部科学大臣、日本原子力研究開発機構理事長、鳥取県知事及び三朝町長の四者による協定書において、日本原子力研究開発機構が三朝町木地山地内に設置する残土処理施設(レンガ製造工場)で残土をレンガに加工し、平成23年6月30日までに鳥取県外に搬出することとなっている。

平成20年4月に完成した残土処理施設において製造されたレンガ製品については、第三者機関の原子力安全技術センターが物性確認試験を行い、その安全性に問題はないとされているにもかかわらず、一部の自治体ではレンガ製品の受入れに否定的な状況。

国においても、文部科学省の庁舎における花壇への利用等、取組みが進められていると聞いているが、依然として全量搬出には程遠い状況。

搬出期限が残すところ1年に満たない状況となっており、国のあらゆる機関で製品の活用について検討され、全省庁及び所管の独立行政法人の施設内の外構、花壇等で利用されたい。

四者協定に基づき、国が責任をもって、必ず期限内にレンガの県外搬出を完了されたい。

### 【現在のレンガ搬出実績(平成22年6月末日現在)】

全国の機構関係施設	約550,000個
一般頒布	約370,000個
合計	約920,000個(残土処理率 66.1%)

(日本原子力研究開発機構より)

## 2 5 消費者行政活性化への財政的支援の継続について

### 提案・要望の趣旨

平成24年以降においても、地方消費者行政の充実・強化のための財源手当について継続して配慮すること。

地方の実情を踏まえ、自主性を尊重した基金活用のため、条件緩和を図ること。

### 提案・要望の背景、課題

消費者が主役となる「国民本位の行政」への大改革を進める上で、地方消費者行政の活性化は喫緊の課題であり、平成21年度から基金造成による消費生活相談窓口の充実強化が図られているところ。

当県においても、土・日曜日に相談業務を開始や消費生活相談員の増員を行い、また県内全ての市町村が相談窓口を開設するなど相談体制の充実・強化に向けて取り組んでいるところ。

しかしながら、現在の基金に基づく活性化事業の実施期間は、平成23年度末までとなり、また基金の取崩し額が消費者行政予算の2分の1を上回らない額を限度とされているなどの制度設計になっている。

地方消費者行政の充実・強化を定着、実効性あるものにするため、上記について配慮が必要。

## 2 6 生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保及び統廃合時の補助金返還免除について

### 提案・要望の趣旨

生活排水事業（公共下水道・農業集落排水・浄化槽・コミュニティプラント等）に係る国の窓口を一本化すること。

生活排水処理に係る住民負担軽減のための財政支援を充実すること。

生活排水処理施設の統廃合時における補助金返還を免除すること。

### 提案・要望の背景、課題

生活排水処理施設（公共下水道・農業集落排水・浄化槽・コミュニティプラント等）の整備は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全上からも急務。

現在、国の制度では生活排水処理施設整備事業は4省庁に分かれ、同じ目標に向けた事業を各省庁が個々に行っているところ。

しかしながら、本来、生活排水処理施設は地域状況や整備手法・コスト・スピード・住民周知（公開・合意）等を考慮した総合的な整備が必要であることから、国においても事業・制度の窓口を一本化されることが、補助事務等の簡素化の面からも有益かつ効率的。

市町村にとっては、これまでに整備した管路施設及び処理施設に係る維持管理費の負担も大きく、さらに、接続が進まないと使用料収入も計画どおりに増えないため、市町村財政を圧迫する要因にもなっている。接続促進及び適正な使用料徴収は当然のことであるが、人間生活の営みとともに延々と続く重要な社会資本である生活排水処理施設の維持管理に対し、国による助成・支援の強化が必要な状況である。

複数の生活排水処理施設を維持管理する市町村においては、その維持管理に係る負担（労務・費用）が大きいいため、今後は、既に整備した管路施設及び処理施設を再検討して、適切かつ合理的な維持管理が行えるように生活排水処理施設を統廃合することが必要となっており、この統廃合に伴う補助金返還の免除について、国の柔軟な対応が必要。

## 2 7 住宅の耐震改修補助制度の拡充について

### 提案・要望の趣旨

耐震改修に係る補助率を引き上げること。

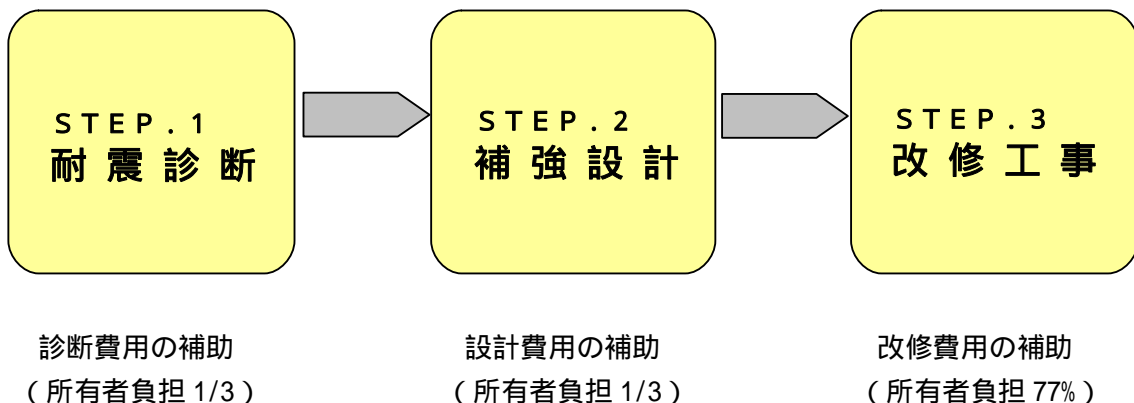
### 提案・要望の背景、課題

- 1 近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などそれまで地震発生が予測されていなかった地域で大地震が頻発し、さらに、東海・東南海・南海地震など発生が確実視されている。  
当県においても、平成12年に鳥取県西部地震が発生し、住宅をはじめとする物的損害が甚大であったことから独自に一般の住宅に対する再建支援を行なうことによって、地域コミュニティの崩壊を防ぐことができ、また、これを機として全国的な支援制度拡充につながったところ。
- 2 本来は、住宅が倒壊する前に対策を講じることが肝要であり、国の中央防災会議でも、地震による経済被害額を半減させるためには建築物の耐震化の促進が有効であるとの提言がなされているが、耐震化の促進は、進んでいない状況である。
- 3 その要因のひとつに、住宅・建築物耐震改修等の補助率が低いことがあることから、補助制度を拡充することが必要。

### 現行の耐震改修補助の負担割合

耐震改修工事費			
国 11.5%	県 5.75%	市町村 5.75%	所有者負担 77%

### 耐震改修工事の流れ



## 2 8 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について

### 提案・要望の趣旨

朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること

### 提案・要望の背景、課題

1943年9月10日、鳥取大地震（震度6）の発生時、日本鉱業株式会社岩美鉱業所（住所：鳥取県岩美郡岩美町荒金）澱物堆積場の堰堤が決壊し、4万3千立方メートルの鉱泥が流出。

その際、堰堤直下にあった朝鮮半島出身の旧民間徴用者宿舎と下流にあった荒金部落住宅15戸が、一瞬にして埋没するという大事故が発生。

この事故により、朝鮮半島出身の徴用者28名と日本人37名あわせて65名の尊い人命が犠牲となった。

その後、決壊堰堤は修復され、新たに2か所に砂防堰堤が構築され、現在に至っているが、今なお、旧民間徴用者及び日本人の20余名の遺体が鉱泥の中に残されたままの状況。

国において、平成17年から旧民間徴用者の遺骨については、所在の情報収集と実地調査を実施され、韓国政府に情報提供されたところだが、今なお鉱泥中に残されている遺骨の発掘及び遺族への返還について、格別の御配慮をお願いする。



## 2 9 廃棄物焼却施設改良事業への財政上の支援策の充実について

### 提案・要望の趣旨

廃棄物処理施設の基幹的設備の改良に要する地方公共団体の財政負担を軽減すること。

### 提案・要望の背景、課題

- 国においては、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な温室効果ガスの排出削減目標を設定した地球温暖化対策基本法案を審議されているところである。
- 地方においても、二酸化炭素の排出を削減する取組みを続けてきており、特に、一般廃棄物焼却処理においては、莫大な経費負担のもと、最善を尽くすよう工夫してきているところである。
- 今年度から「循環型社会形成推進交付金」に廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業が追加されたところであるが、現状の二酸化炭素排出量からどれだけ二酸化炭素を削減できるかが交付要件となっている。
- 廃棄物処理施設を長期間安定的に運転するためには、概ね 10～15 年ごとに基幹的設備の改良が必要であるが、既に二酸化炭素削減効果の高い焼却施設など、施設によっては大幅な二酸化炭素の削減が困難な場合も予想される。
- このため、「循環型社会形成推進交付金」について、二酸化炭素の削減率の比較だけでなく、二酸化炭素排出量削減のためのごみ減量施策の実施状況を勘案するなど交付条件の見直しを求めるものである。

### 30 切れ目のない経済雇用対策の実施及び地域経済の活性化と雇用創出につながる成長分野の推進について

《提案・要望の趣旨》

経済状況や雇用環境を早期に安定した回復軌道へ移行させるため、中小・零細企業者資金繰り対策の継続・強化や農林業分野への雇用誘導など、引き続き、切れ目のない経済雇用対策を実施すること。

「新成長戦略」の中に位置づけられている「環境・エネルギー」及び「健康」、「アジア経済戦略」などの成長分野の推進においては、地域経済の活性化と雇用創出につながるよう、地域の強みを活かした地方独自の戦略についても予算を確保しハード、ソフトの両面から後押しすることで、我が国産業全体の底上げを図ること。

鳥取県の主要戦略（例） 北東アジアゲートウェイ構想  
鳥取発EVタウン・スマートタウン  
とっとりバイオフィロンティア

背景、課題》

一部大企業の収益改善が続き持ち直し基調だが、日本経済を支える地方の経済や中小企業は、依然として厳しい状況が継続。また、雇用情勢も、持ち直しの動きが見られるものの、厳しい状況が継続。【鳥取県有効求人倍率 0.57（平成22年5月）】

世界同時不況以降、当県は、国で数度に渡り取りまとめられた経済雇用対策に呼応し、中小企業の資金繰り対策、新規雇用の創出、雇用のミスマッチの解消等に取り組んでいる。

経済・雇用対策として、引き続き取り組みが求められもの（例）

- ・中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化
  - \* 「景気対応緊急保証制度（緊急保証制度）」の期間（～H23.3.31）の延長
  - \* 中小企業の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督を継続・実施。
- ・農林業分野への雇用誘導
  - \* 「農の雇用事業」、「緑の雇用」の制度拡充・継続

6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、ここ10年の供給側に偏った生産性重視の経済政策から需要や雇用に重点を移行し、実質GDP2%という具体的な目標値を掲げ取り組む姿勢には大いに期待。

しかし、新成長戦略に位置づけられている「オープンスカイ構想」や「国際コンテナ・バルク戦略」に象徴されるように、都市部への重点的な集中投資の戦略は、地域間格差を一層拡大するものであると懸念。

当県では、境港を玄関口とした「北東アジアゲートウェイ構想」の実現に向け、新たな物流ルートの開拓など極東地域での新市場の獲得に向け、様々な事業を展開しているところ。新成長戦略の中の「アジア経済戦略」については、今後、成長が見込まれる北東アジア市場の獲得に向け、環日本海沿岸の物流戦略も日本経済にとって重要。

- 「選択と集中」により日本経済全体の成長を促すという手法は理解できるが、その前提として、まずは「待たされた地域」、「遅れた地域」における社会資本整備への重点投資並びに地方発の技術や地方の強みを活かした経済成長戦略を後押しすることにより、日本経済が持続的成長に向けたスタートラインに立っていることが必要。

### 3 1 国内産業の地方分散の促進について

#### 提案・要望の趣旨

国策として国内産業の地方分散を促す施策を実施することで、地域間格差の解消と我が国の持続的な成長に貢献する地域の活性化を図ること。

大都市にある企業の地方分散を進めるため、地方への企業立地に対する優遇措置の実施。

例えば、地方の法人税（国税）を半分（30% 15%）にすることで、現在の実効税率（約 40%）を中国・韓国並み（約 25%）にする。

財政力が弱い自治体が独自に企業立地助成をする場合の財政支援措置の導入

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく市町村の固定資産税の減免に対する交付税措置について、計画地域全体の状況を勘案した制度に変更すること。

地方における企業誘致を促進するため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく地方税の課税免除等に対する交付税措置の適用（対象となる設備の新增設期間が平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日で満了）について再度措置すること。

#### 背景、課題

「地域主権」を確立し、活気に満ちた地域社会をつくるためには、中央集権体制を改めることに加え、地域の生活基盤である産業の活性化が不可避であり、そのための国内産業の地方分散を図ることが必要。

また、わが国の持続的な成長を実現するためには、中国が新たな世界経済を牽引し（2010 年度成長見通し[IMF]中国 10.0、日本 1.7）、ロシアが東アジア以東の開発を活性化しアジア地域との協力・連携を深める中、北東アジア地域との貿易やビジネスの拡大が必須。

鳥取県は、昨年 6 月に、境港 - 東海(韓国) - ウラジオストク(ロシア沿海地方)を結ぶ環日本海貨客船航路が就航するなど、地理的優位性を活かし、我が国と北東アジア地域とを結ぶゲートウェイ（玄関口）を目指しており、わが国の発展に貢献できる地域。

また、「鳥取県経済成長戦略」( )を策定し、世界・日本経済の経済社会構造を見据えた県内産業の振興と新たな産業集積を促進しているところ。

( )人口減少化においても持続性のある安定した経済成長の実現に向けて将来成長が見込まれる産業分野を戦略的に推進。

戦略的推進分野		環境 エネルギー (エコ-スマート リサイクル)	次世代 デバイス (情報電子 関連産業)	バイオ・食品 関連産業	健康・福祉 サービス 関連産業	まちなか ビジネス	コミュニティ ビジネス	観光 ビジネス	農林水産 資源関連 ビジネス	
目 標	GDP	約500億円	約50億円	約100億円	約20億円	約10億円	約10億円	約10億円	約80億円(再掲)	合計約700億円
	雇用	約3,200人	約400人	約1,900人	約500人	約300人	約500人	約200人	約1,100人(再掲)	合計約7,000人
	備考	エコカー年間 10万台生産	LED関連産業 を12社立地	バイオ関連産業 を60社集積	美容・健康関連 商品60件創出	まちなか創業 など100件創出	コミュニティビ ジネス40件創出	特区内商業施設 30件立地	農産連携事業 など10件創出	

しかしながら、当県のように、もともと産業基盤がぜい弱で、インフラ整備も遅れている地方自治体では、できる政策に自ずと限界がある。当県では、人口の社会減が加速し、先ごろ 5 9 万人を割れ込むなど、地方での過疎化が再び始まっており、産業基盤が強い地域との格差がますます拡大。



地域主権の確立に向け、今こそ、国策として国内産業の地方分散を促す施策を実施し、地域間格差の解消と我が国の持続的な成長に貢献する地域の活性化を図るべき。

(参考)

- 「企業立地法」による市町村の固定資産税減免に対する交付税措置について
  - ・鳥取県全域を鳥取県地域産業活性化基本計画の集積区域として指定し、産業の集積を図っているにもかかわらず、市町村単位の財政力指数（0.67 未満）による切り分けのため、米子市と日吉津村が対象外。 米子市は、当県初の次世代電気自動車生産企業の進出先
- 「農村地域工業等導入促進法」による地方税の課税免除等に対する交付税措置について
  - ・誘致企業に対する地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等にかかる減収補填措置が適用となる期間が、平成 21 年 12 月 31 日で満了したが、当県のような財政状況が厳しい地域では、自治体独自で誘致企業のための税制優遇措置を実施することは困難。

## 3 2 中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について

### 提案・要望の趣旨

本年2月15日に平成23年3月31日を期限に創設された「景気対応緊急保証制度（緊急保証制度）」の期間を延長すること。

中小・零細企業者の資金調達に支障を生じないよう、中小企業の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督を継続・実施すること。

### 背景、課題

我が国経済の基調は、月例経済報告（平成22年7月）によると、「景気は、着実に持ち直してきており、自立的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況」にあり、先行きについては、「企業収益の改善が続くなかで、景気が自立的な回復へ向かうことが期待される」一方、「海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動やデフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。」とされている。

20年秋にスタートした緊急保証制度は、本年2月に「景気対応緊急保証制度」としてリニューアルされ、23年3月31日まで期間延長され、この間、本県においても中小・零細企業者の資金繰り緩和に大きな効果を上げている。

また、金融庁においては「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル〔中小企業編〕」等を随時改訂され、中小・零細企業者の資金調達に支障が生じないよう、金融機関に対する柔軟な指導・監督を実施されているところである。

しかしながら、今後も海外景気や国内景気の下押しリスクもあり、中小・零細企業者の資金繰りへの影響が懸念されることから、23年度以降も「景気対応緊急保証制度」の継続及び中小・零細企業者の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督の継続により、中小・零細企業者の資金調達及び資金繰り緩和に特段の配慮が必要である。

### 3 3 訓練・生活支援給付金の充実について

#### 提案・要望の趣旨

雇用保険の非受給者に対する「訓練・生活支援給付金」について、恒常的な制度として定着させること。

#### 提案・要望の背景、課題

平成22年5月の雇用失業情勢は、完全失業率 全国5.2%（前月5.1%、前年同月5.1%）、有効求人倍率 全国0.50倍（前月0.48倍 前年同月0.46倍）となっており、また、平成22年7月の内閣府月例経済報告によれば、景気は、着実に持ち直してきており自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあり、先行きについて、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であると報告されている。

このような中、「訓練・生活支援給付金」は、緊急人材育成支援事業により、平成21年度の補正予算により、今後3年間の雇用保険を受給できない者に対する新たなセーフティネットとして職業訓練期間中の生活保障のための給付制度として創設された。

当県においても、ハローワークへの求職者に占める雇用保険の非受給者の割合は、約3分の2と高く、「訓練・生活支援給付金」の果たす役割は、重要。

「訓練・生活支援給付金」は、平成23年度から新たな制度を創設することとして、平成22年度末までの暫定的な制度となったにも関わらず、新たな制度創設の今後の具体的なスケジュールは未定となっており、低迷が続く雇用情勢の中、こうしたセーフティネット対策の継続が今後も必要。

#### （参考）

鳥取県の雇用失業情勢（平成22年5月）

・有効求人倍率 鳥取県 0.57倍（前月 0.55倍 前年同月 0.46倍）

労働市場月報（鳥取労働局）

・有効求職者数 平成21年 186,560人

・雇用保険一般求職者受給者実人員 平成21年月平均 5,085人

平成21年度補正予算の執行停止について（平成21年10月 厚生労働省 抜粋）

（1）緊急人材育成・就職支援基金（7,000億円…補正額） 3,534億円…執行停止額

・平成23年度に「求職者支援制度」を創設することとし、緊急人材育成支援事業の平成23年度実施分、その他の事業の平成22年度及び平成23年度実施分について、3,534億円の執行停止。（以下、省略）

### 3 4 減額となったシルバー人材センター事業費補助金の復元について

#### 提案・要望の趣旨

国の事業仕分けにより、平成22年度シルバー人材センター事業への補助金が削減されたが、これを復元し、維持継続すること。

#### 提案・要望の背景、課題

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることを目的として設置され、センターへの補助金は、運営費として重要な財源となっている。

しかし、政権交代後の行政刷新会議での事業仕分けでは、民業圧迫という観点を中心に議論され、大幅削減の事業仕分けがなされ、センターでは、長引く不況により全国的に契約金額が減少するという厳しい状況にある中、人件費の削減や事業縮小等の経営努力を行ってもなお苦しい事業活動となっている現状にある。

今後、ますます進展する高齢化社会では、地域や産業においてセンターに求められる役割は、ますます重要なものとして時代の要請に応えるよう、更に機能を強化していく必要があるが、この度の国庫補助金の削減は、シルバー人材センター自体の存続をも揺るがしかねないものである。

については、補助金を事業仕分け以前の額に戻すとともに維持継続していただきたい。

## 3 5 農産物貿易ルールの確立について

### 提案・要望の趣旨

WTO農業交渉において、「多様な農業の共存」を理念とし、国内農業生産、地域経済の維持に必要な米、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するなど、持続的な農業が可能となるよう交渉すること。

経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）交渉について、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定し、交渉すること。特に日豪EPA交渉においては、牛肉、乳製品等の重要品目が対象外となるよう、我が国の国益に十分留意して交渉すること。

### 提案・要望の背景

WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド農業交渉の合意結果によっては、輸入農産物の急増から、我が国の農業は、稲作を中心に壊滅的な打撃を受ける恐れがある。

一方、WTO交渉の遅れから、特定の国、地域のみで、経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を結ぶなど、新たな貿易ルールの構築が進められている。

この中で、EPA交渉を行っている豪州からの輸入農産物は、我が国の農林水産業にとって重要な品目が多く、これらの関税が撤廃されれば、日本の農林水産業への影響は計り知れない。

### WTO非公式閣僚会合(スイス・ダボス 2010年1月開催)における

#### 赤松農林水産大臣の主な発言

- ・ 事務レベルでの作業が更に必要であり、実質的な議論を着実に深化させることが重要
- ・ 農業交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念として、各国の農業が発展できるような、センシティブティに配慮した貿易ルールづくりが必要
- ・ 各国が抱える政治的に困難な問題を互いが理解・尊重し合い、解決されるだけの弾力性、柔軟性が示されることが重要



## 3 6 農産物集出荷施設整備に要する財源確保について

### 提案・要望の趣旨

「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な財源を確保すること。

### 提案・要望の背景・課題

本県では、素材がよく、安全安心で美味しい食の魅力を提供する「食のみやこ鳥取県」を掲げ、それにふさわしい産地育成を関係機関とともに進めているところ。

県内各JAでは、本県の特産である梨、すいか等について、品質や糖度の判定機能を向上させ消費者及び市場の信頼を得ることや農家の選果労力軽減を目的に、平成23年度の稼働を目指し、集出荷施設の整備を予定している。

この取り組みについて、平成22年度に国の「強い農業づくり交付金」による支援を要望していたが、内示がゼロとなり、「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地形成に不安が生じているところ。

については、今年度の農産物集出荷施設の整備に必要な財源の確保をお願いするとともに、来年度の強い農業づくり交付金の予算確保に尽力いただきたい。

（JA鳥取西部 梨選果施設は、農山漁村活性化プロジェクト交付金の公募に申請中）

（JA鳥取中央 西瓜選果施設は、産地収益力向上支援事業の第2次公募に申請準備中）

（上記以外は、来年度の強い農業づくり交付金に申請予定）

### 《農産物集出荷施設整備計画》

（単位：千円）

市町村名 （事業主体）	集出荷施設名	計画の概要	事業費 （国要望額）	着工予定 （稼働予定）
大山町 （JA鳥取西部）	梨選果施設	糖度（光）センサー等を備えた選果機を導入することで、製品の品質向上を図るとともに、選果作業の効率化を図る。	300,000 （150,000）	H22.10以降 （H23年度以降）
倉吉市 （JA鳥取中央）	すいか選果施設	糖度（光）センサー、空洞判定機を導入することで、製品の品質向上を図るとともに、選果ラインを機能向上し、選果作業の効率化を図る。	705,270 （352,635）	H22.10以降 （H23年度以降）
日南町 （JA鳥取西部）	トマト選果施設	現行の重量選果から、色別・形状別の選果に機能向上することで、品質の向上と併せて、選果作業の効率化を図る。	89,250 （42,500）	H23.4以降 （H23年度以降）
米子市 （JA鳥取西部）	にんじん選果施設	選果ラインの増設により、処理量が大幅に増大でき、産地の規模拡大が図られるとともに、適期選果が可能となる。	60,008 （28,575）	H23.4以降 （H23年度以降）

## 3 7 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

### 提案・要望の趣旨

被害防止計画に基づく対策の進捗に支障が出ないように、国事業を次年度以降も継続すること、また、十分な予算確保と地方配分を行うこと。

市町村の対策を後押しするために支援する県の鳥獣被害防止対策に関わる支出に対しても、市町村並に特別交付税措置を拡充すること。

### 提案・要望の背景、課題

本年度の鳥獣被害防止総合対策事業（H20～22年度、国事業）では、ハード事業については要望額の16.7%しか予算配分されず、市町村への配分を任せられた県としては困惑。

鳥獣被害対策を遅滞なく推進するために、国要望額の不足分を、県費に振り替えて事業実施するよう進めているが、県には重い財政負担となっている。このため、各市町村と連携して計画的に推進してきた取り組みが低下しないよう、国事業の十分な予算確保や事業継続を切望。

鳥獣被害対策に関して市町村には特別交付税措置があるという理由で、市町村の自主性に任せるだけでは、県下の均衡のとれた鳥獣被害対策が進まない。

このため、市町村が足並みを揃えて取り組むよう県は財政措置をして対策を推進しているが、県の被害防止対策に対しても、市町村並の特別交付税措置が必要。

【国事業の要望額に対する配分額の状況について（鳥取県）】（単位：千円）

区 分		H20 年度	H21 年度	H22 年度
推進事業	要望額	1,253	4,180	11,598
	配分額	<b>1,253</b>	<b>4,180</b>	<b>11,598</b>
	配分率	100%	100%	100%
整備事業	要望額	3,334	28,501	47,160
	配分額	<b>3,334</b>	<b>28,501</b>	<b>7,853</b>
	配分率	100%	100%	17%
合 計	要望額	4,587	32,681	58,758
	配分額	<b>4,587</b>	<b>32,681</b>	<b>19,451</b>
	配分率	100%	100%	33%

【鳥獣被害対策に係る鳥取県の事業費（当初予算額）の推移】（単位：千円）

区 分		H20 年度	H21 年度	H22 年度
単県事業	事業費	135,178	129,494	137,093
	補助金（県費）	<b>52,864</b>	<b>51,080</b>	<b>53,235</b>

## 3 8 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について

### 提案・要望の趣旨

平成18年5月の食品衛生法改正によるポジティブリスト制度導入に伴う残留農薬基準値の設定において、暫定基準となった農薬を中心として制度導入後5年間で個別にリスク評価を行い見直すこととされているが、一律基準の農薬を含めて個々の農薬の特性を考慮し適正な基準となるよう早急に見直しを進めること。

魚介類に対する農薬残留基準値については、多くの農薬について一律基準の適用となっている。国においては水田での使用頻度の高い農薬から基準値の見直しを行っているが、畑地での使用頻度の高い農薬についても同様に見直しを進めること。

特に、東郷池周辺での使用頻度が高い以下の農薬について、魚介類における農薬残留基準値の設定を早急に進めること。  
(ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン)

### 提案・要望の背景、課題

当県では、平成18年12月に東郷池のシジミにおいて一律基準を超える除草剤(クミルロン)の成分の残留が判明。  
(農薬の特性として一律基準まで消失を期待することはきわめて困難と想定されていたが、国において農薬の特性や使用状況及び食生活を考慮したリスク評価等を早急に実施され、平成19年8月に魚介類の残留基準(0.4ppm)が設定された。その結果、平成18年12月から8か月間の出荷自粛の後、操業再開となった。)

平成20年7月にも同じく、東郷池のシジミにおいて一律基準を超える殺虫剤(ダイアジノン)が検出され、シジミの残留値が一律基準値以下に消失するまでの44日間、再び出荷自粛を余儀なくされる事態に至った。

農業生産者が適切な農薬の使用、飛散防止対策に努めているにもかかわらず、降雨等の自然現象により、シジミの生息する湖沼等に流出する恐れがある。

魚介類の農薬残留基準に一律基準が適用される限りは、例え一日摂取許容量に照らして人の健康に影響を及ぼさない場合でも、出荷停止等が繰り返され、今後もシジミの漁業者に多大な影響を与えることが懸念される。

## 39 ブロッコリーの指定野菜価格安定対策事業の指定について

### 提案・要望の趣旨

現在14品目ある「指定野菜」の対象品目の見直しを行い、現在「特定野菜」の対象品目で全国的に出荷量の増加しているブロッコリーを指定野菜の対象品目にする事

### 提案・要望の背景、課題

近年の消費者ニーズの変化により消費される野菜の種類や量によって、生産される産地の状況も変化している。しかしながら、国の「野菜価格安定制度」での指定野菜の対象品目は昭和49年以降14品目と、30年以上にわたり変わっていない。

今後も、生産者が安心して生産を維持継続するためには、「野菜価格安定制度」が、生産者及び産地にとって負担軽減が図られ、より魅力ある制度であることが必要。

#### < 県内農業団体等の動き >

平成21年1月7日に県農業協同組合中央会、県農協農政協議会、県内3農業協同組合の連名で本県選出国會議員に対して要請書が提出された。

- 一、ブロッコリーの指定野菜価格安定対策事業への指定
- 二、野菜価格安定制度の保証基準額の引き上げ

#### < 上記要請に対する農林水産省の動き >

平成21年11月、ブロッコリーの指定産地化について平成22年度予算の概算要求に盛り込まれた（中四国農政局より連絡）。

平成21年12月、ブロッコリーの指定野菜化について財務省に予算要求されたが、指定野菜の品目追加には指定野菜全体の精査が必要とされた。

政権交代や、事業仕分けの影響で指定野菜の議論は1年先送りすることになり、ブロッコリーの指定野菜化は見送られることとなった（農林水産省生産局より連絡）。

## 4 0 国営造成水利施設の維持管理支援施策の充実について

### 提案・要望の趣旨

基幹水利施設管理事業において、管理職員の人件費を補助対象とすること。

国有土地改良施設の補修費用については、整備時の国営事業と同じ国庫補助率で支援するとともに、高度な技術を要する機器更新等は国営事業として実施すること。

### 提案・要望の背景、課題

当県では、2つの国営事業（大山山麓、東伯）により、4つのダムと幹線水路が整備され、水を活用した農業の展開を進めているところ。

しかし、大規模な施設で管理費が高額なことに加え、農業情勢の悪化等から水利用が計画どおり進まず、国庫補助事業を活用してもなお、地元（市町と土地改良区）の持ち出しは、両地区で毎年数千万円となっており、このままでは今後の施設管理が不可能となる。

「基幹水利施設管理事業」において、管理費の約4割を占める人件費が補助対象になっていないことも、地元負担が増える大きな要因。

これら国営地区の事情を踏まえ、上の事項について対応し管理費支援を行うことが必要。

### 【維持管理費に占める人件費】

項目	内 訳	東伯地区	大山山麓地区	
事業の概要	工 期	S 5 4 ~ H 1 8	S 4 7 ~ H 1 4	
	受益面積	2,067ha	2,057ha	
	主要施設	ダム3基, 頭首工2カ所 導水路13km, パイプライン幹線38km	ダム1基 パイプライン幹線40km, 支線32km	
水利用の状況 (H21年度)	水使用料(10a当り)	田720円, 畑2,400円	畑1,400円(暫定)	
	水利用率(水量)	53%	13%	
維持管理費 (H20年度)	年間維持管理費	91百万円	42百万円	
	(うち管理職員人件費)	(30百万円)	(19百万円)	
	財 源	水使用料収入	28百万円	4百万円
		基幹水利管理 1	38百万円	12百万円
		管理体制整備 2	9百万円	4百万円
計	75百万円	20百万円		
	財 源 不 足	16百万円	22百万円	

#### 1 基幹水利施設管理事業

<対象施設> ダム、頭首工、導水路

<補助対象> 点検整備・補修、休日・夜間・緊急時の人件費、施設の保守、観測経費、燃料費、電力料(通常管理職員人件費は対象外)

#### 2 国営造成施設管理体制整備促進事業

<対象施設> パイプライン幹・支線

<補助対象> (点検整備・補修、管理職員の人件費、施設の保守、観測経費、燃料費、電力料)

× 37.5%

### 【国営造成水利施設の補修費用・機器更新等】

・国有土地改良施設の1千万円を超える高額な補修及び高度な技術を要する機器更新は、国が実施する制度の創設など、施設の所有者である国が責任を持って対応する体制を整えること。

<例> 国営造成土地改良施設整備事業(国2/3)の採択要件である総事業費10億円以上を緩和するなど。

## 4 1 小水力発電施設に係る導入支援措置の拡充について

### 提案・要望の趣旨

農林水産省は、小水力発電施設の整備可能な地域用水環境整備事業（H21～）等の補助事業を創設し、事業推進。

しかし、土地改良区が小水力発電施設を整備する場合、土地改良法などによる制限により余剰電力の活用が限定されており、導入の大きな隘路となっている。

さらに、導入効果を将来推計し、安心して事業に取り組めるよう、太陽光発電と同様の安定した電気の買取制度も必要。

（電気買取価格 太陽光発電 住宅 4.8 円 事業者 2.4 円 / 水力 約 8 円前後）

今後、地球温暖化対策基本法など、環境と産業振興につながる環境対策が本格化する中で小水力発電適地が豊富な農村地域において、農業用水施設を管理する土地改良区は、低炭素社会を実現する新たな担い手として期待できる。

については、土地改良区が小水力発電等新エネルギーの導入に取り組みやすくなるように、土地改良法などの改正を行うこと。

### 提案・要望の背景、課題

農林水産省は、平成 21 年度から地域用水環境整備事業の内容を拡充することで、小水力発電施設の整備を可能とし、農業用水を活用した小水力発電施設の導入を推進。

（地域用水環境整備事業：事業主体 県・市町村・土地改良区 補助率 1 / 2）

土地改良区が事業主体となり発電施設導入を行うためには、法律による制約が存在

土地改良法によるもの

・農業用電力や、発電施設の管理費に充当する以上の売電収入は営利行為にあたるとの理由から、発電ポテンシャルの高い発電適地においても、発電施設の整備規模に制約があり、水力エネルギーの有効利用ができない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によるもの

・国営事業や国庫補助事業により整備された農業用水利施設を、発電などの農業用以外の整備目的以外に利用しようとする場合、施設利用料の発生や、当初の整備費にまで遡っての施設整備負担金が発生。

これらの制約が解消されたとしても、施設整備には多額の資金を要することから、費用の回収には長期の年数が必要となるが、電力会社の電気買取価格は頻繁に見直しが発生することから、売電収入の見通しが立たないため、導入の障害となっている状況。

（買取価格の推移（資源エネルギー庁調査） H17：8.4 円 / H18：8.4 円 / H19：7.2 円 H20：8.9 円）

## 4 2 造林公社に対する支援措置の拡充について

### 提案・要望の趣旨

日本政策金融公庫借入金の元金償還について、都道府県が支援（原資の貸付け）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。

松くい虫被害、生育不良などにより、不採算として位置づけた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援（債務免除等）を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。

### 提案・要望の背景、課題

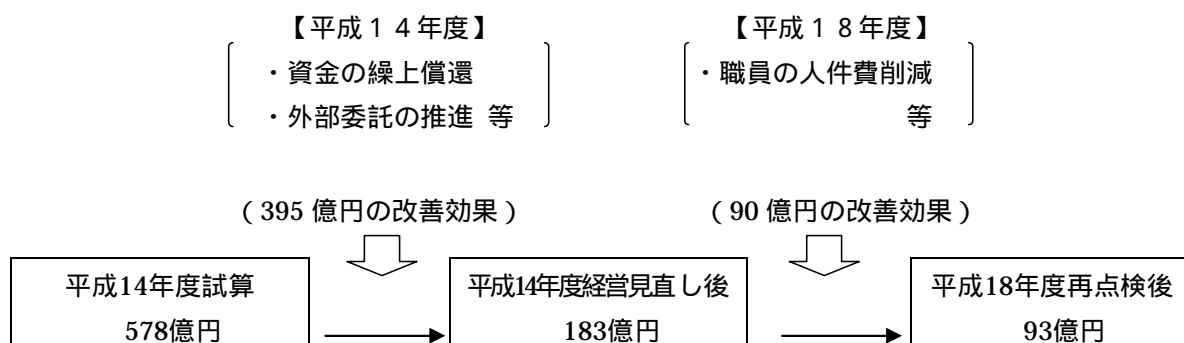
造林公社に対する支援に関しては、これまでも県が公社に対し利子補給や無利子貸付を行う場合には、これらにかかる利子負担分について特別交付税措置がなされているところ。

【参考：「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の政策提言(平成 22 年 7 月) (概要)】

- 1 既往債務対策
  - (1) 利息負担の軽減
  - (2) 資金調達の円滑化
- 2 都道府県への財政支援  
分収造林事業の特殊性に配慮した転貸債取扱方針の見直し
- 3 森林整備補助制度の拡充と継続
  - (1) 森林整備法人等の借入を抑制する支援制度の継続
  - (2) 分収契約に伴う伐採後の森林における公益的機能の確保に向けた施策の創設
- 4 府県が行う分収林事業等への支援
- 5 円滑な分収契約の変更を可能にする分収林特別措置法の改正等制度の見直し
- 6 定期的な協議の場の設置
  - (1) 具体的対策検討に当たっての協議
  - (2) 対策実施後の協議
- 7 公益法人制度改革に係る指導助言等

しかし、鳥取県造林公社は度重なる経営改善の取組（これまでに 4 8 5 億円の債務を圧縮）にもかかわらず、いまだ多額の最終損失額（9 3 億円（平成 9 6 年度））を見込んでいる状況。

### <見直しと最終損失見込額>



このように、当該問題は県単独での解決が困難な状況であり、国は元金償還に対する補助制度の創設等、既往債務を圧縮するための抜本的な対策を講じることが必要。

### 4 3 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について

#### 提案・要望の趣旨

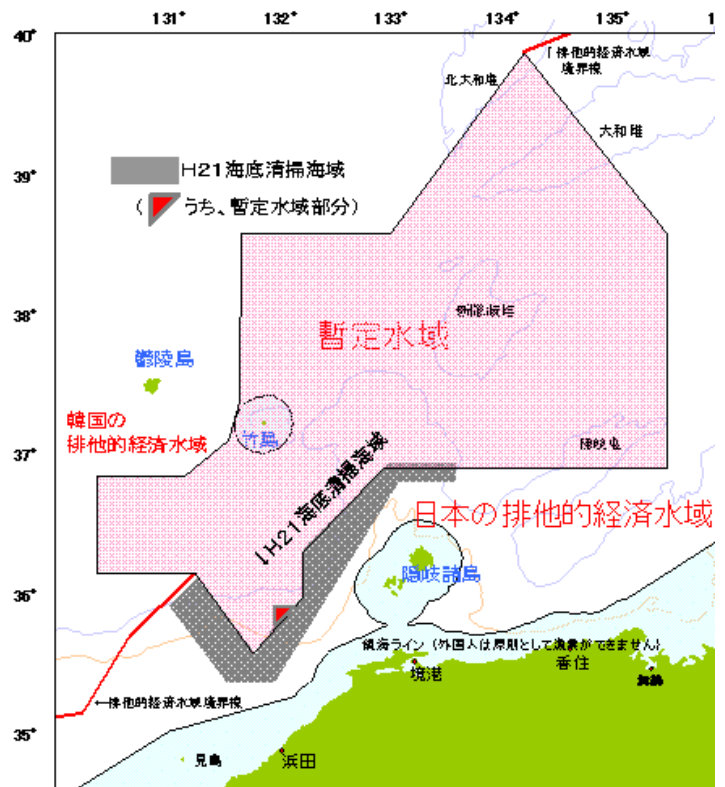
平成11年1月に発効した新日韓漁業協定により設定された日本海の広大な暫定水域は、韓国漁船に事実上独占され、無秩序操業により資源の枯渇が懸念される状況が依然として続いているので、暫定水域内の操業秩序及び資源管理方を早急に確立すること。

日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。

10年経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、新協定の影響を受ける漁業者に対し、中長期に及ぶ安定的な支援事業を継続して実施すること。

#### 《提案・要望の背景》

- 我が国排他的経済水域において、山陰の重要漁場である島根県浜田市沖を中心として、韓国の違法漁具が多数発見・押収されるなど、暫定水域を越境した違反操業が恒常化、悪質・巧妙化。
- このような日韓漁業協定の締結に伴う韓国漁船との漁場競合や水産資源の悪化の影響などを受ける漁業者に対し、当面生じる混乱の回避・影響緩和のため、平成11年に「新日韓漁業協定関連振興対策事業」が基金事業として創設。
- ところが、平成21年度補正予算以降、基金事業による枠組みが単年度ごとの事業実施方法へ変更。
- 平成21年8～9月、鳥取県漁船は日本の排他的経済水域で海底清掃を実施したほか、今回初めて暫定水域内での海底清掃を実施。これらの海域では、韓国漁船が投棄したと思われる漁具にズワイガニが大量にかかっているのを確認。漁業者は衝撃を受けるとともに、減少傾向にあるズワイガニ資源への悪影響を大きく懸念。
- このように、山陰沖漁場では協定締結から10年が経過した現在でも、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、継続的かつ安定的な支援事業が必要。





## 4 4 社会資本整備総合交付金の予算確保等について

### 提案・要望の趣旨

当県の社会資本整備が重点的かつ確実に行われる予算枠を確保し、傾斜配分すること。

財政基盤の弱い地方公共団体に配慮し、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条に規定する「引上率」を適用すること。

### 提案・要望の背景、課題

当県の安全で安心な県民生活を確保するため、道路や河川などの社会資本整備が重点的かつ確実に行われる予算枠を確保し、傾斜配分すること。

- ・ 北東アジアゲートウェイの拠点となる米子空港や境港を核とした広域観光ネットワークの形成や物流機能の拡充のため、また、公共交通機関の発達していない当県における県民生活の利便性確保のためには、高規格道路ネットワークはもとより、地域間を繋ぐ道路の整備は必要不可欠。また、緊急輸送道路などの防災・震災対策をはじめ、今後増大する老朽化橋梁やトンネルなどの維持管理・修繕も必要。
- ・ 県土のほとんどが中山間地域である当県において、予告なく一瞬にして人命や財産を奪い去る水害・土砂災害から地域住民の安全で安心した生活を守るためには、河川改修や人家人命を直接守る砂防施設等の整備は必要不可欠。
- ・ 港湾機能を有効的に発揮するためには、老朽化等から利用効率の低下した既存港湾施設の延命化が必要。

財政基盤の弱い地方公共団体に配慮し、これまでの個別補助金制度と同様に、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条に規定する「引上率」を適用し、又は同支援措置相当を社会資本整備総合交付金交付率へ反映すること。

## 4 5 社会基盤整備の推進について 漁港関係事業費及びフロンティア漁場整備事業費の確保について

### 提案・要望の趣旨

漁港関連事業を着実に実施するための十分な事業費を確保すること。

・網代漁港 ・泊漁港等

フロンティア漁場整備事業について十分な事業費を確保すること。

### 提案・要望の背景、課題

当県においては、県・市・町それぞれの漁港管理者が、冬季風浪等に対する港内静穏度を確保するための施設整備、及び老朽化した施設の機能回復、予防保全を目的とした機能保全事業を実施しているところ。これらの事業を着実に実施するためには、各漁港管理者自らの努力に加え、国による漁港関係事業に対する財政的支援が不可欠である。

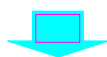
また、国におかれては、日本海西部海域（兵庫・鳥取・島根沖）におけるズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備を行う、フロンティア漁場整備事業を国の直轄事業として平成19年度から実施されているところ。この事業に対しては、漁業者から高い期待が寄せられていることから、早期の効果発現に向けて完成が急務である。

（要望省庁：水産庁）

### 【機能保全事業：網代漁港の例】



消波ブロックの破損等により、消波ブロックの高さが確保できなくなったため、冬季風浪のたびに越波



安全・安心な漁業活動に支援

## 4 5 社会基盤整備の推進について 河川事業費の確保について

### 提案・要望の趣旨

河川関係事業に係る、以下の整備に向けた十分な事業費を確保すること。

- ・ 県管理河川の浸水被害の予防・軽減に向けた整備(社会資本整備総合交付金)
- ・ 直轄河川の河川整備計画等に基づく計画的整備

### 提案・要望の背景、課題

当県においては、中国山地の影響で急流河川が多く、度重なる洪水被害が発生。

河川改修促進に努めてきたが、近年の公共事業費の縮減のあおりを受け、改修進度はこれまでに比較して大きく低下。

浸水被害の頻発、過去に甚大な被害があった河川を早期改修完了を図るための事業費を確保する必要。

### [平成23年度要望箇所]

- ・ 県管理河川の浸水被害の予防軽減に向けた整備：塩見川、大路川、八東川、由良川、加茂川
- ・ 直轄河川の河川整備計画等に基づく整備：千代川、天神川、日野川、斐伊川(中海護岸)



由良川浸水被害状況 昭和62年10月17日



塩見川浸水被害状況 平成18年7月18日



## 4 5 社会基盤整備の推進について 海岸事業費の確保について

### 提案・要望の趣旨

山陰海岸国立公園内での県管理海岸の侵食対策に対する十分な事業費(社会資本整備総合交付金)を確保すること。

- ・湯山海岸、岩美海岸

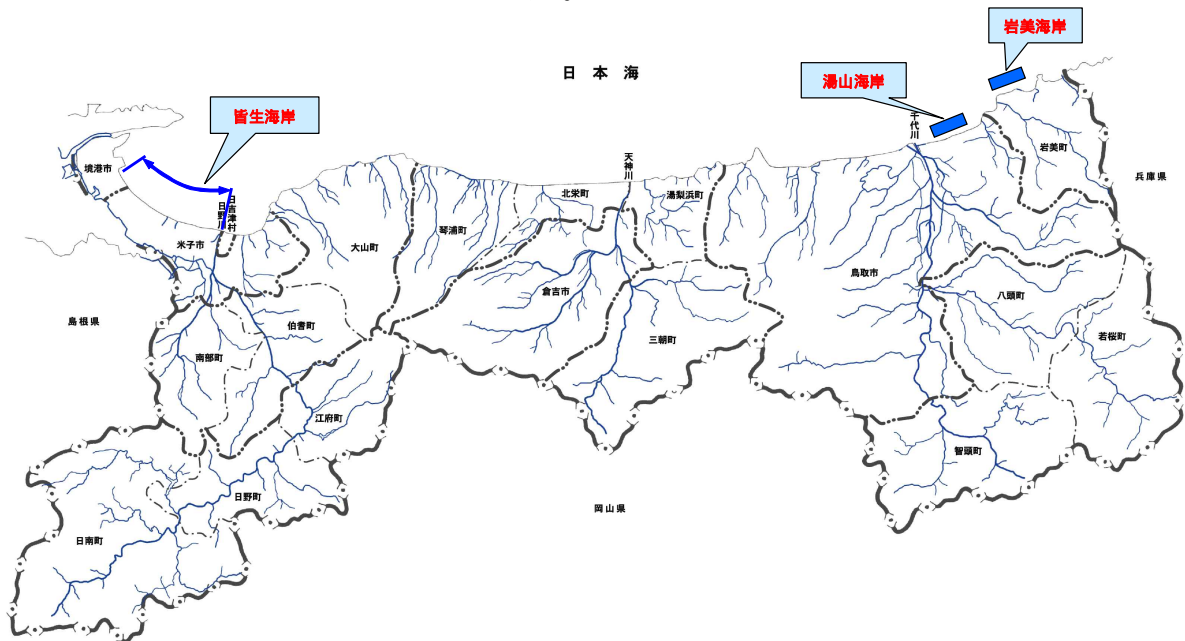
弓浜半島における直轄海岸の侵食対策に対する十分な事業費を確保すること。

- ・皆生海岸

### 提案・要望の背景、課題

当県の海岸は、日本海特有の冬期風浪などによる侵食が進み、道路等の公共施設のみならず、宅地、農地等が消失の脅威にさらされている状況。

平地部の狭小な当県にとって、海岸侵食を防止するために海岸保全施設を整備し、国土の保全に努めることが緊急的な課題。



皆生海岸の状況



湯山海岸の状況



岩美海岸の状況

## 4 5 社会基盤整備の推進について 砂防関係事業費の確保について

### 提案・要望の趣旨

県民が生き生きと安全で安心して生活するため、人家人命等を直接守る砂防施設の整備を着実に進めるために必要な補助砂防事業費を確保すること。

- ・ 砂防災害の復旧に関連して整備を進めるために必要な事業費の確保（屋堂羅川ほか）
- ・ 災害時要援護者施設関連箇所の対策を進めるために必要な事業費の確保と新規箇所の確実な採択

直轄砂防事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。

- ・ 大山南壁（一の沢、二の沢、三の沢）下流域
- ・ 天神川流域

### 《提案・要望の背景、課題》

県土のほとんどが中山間地域である本県において、地域住民が安全で安心した生活を送るためには、人家人命を直接守る砂防施設の整備は必要不可欠。

- ・ 平成19年には、立て続けに局地的な集中豪雨が発生し、中でも9月4日に発生した東伯郡琴浦町の集中豪雨では、時間雨量103mm/hという記録的な集中豪雨により土砂災害等が多数発生し、住宅が全壊するなどの被害が発生。
- ・ 昨年7月には、山口県において災害時要援護者関連施設が被災する痛ましい土砂災害が発生したところであり、当県においても災害時要援護者施設に対して早急に施設等の対策が必要な箇所が46箇所あるため、平成21年度より鋭意事業に着手。

一方、多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」は、梅雨や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）からの土石流により主要地方道倉吉江府溝口線（元大山環状道路）が再三通行止めになるなど観光資源として精彩を欠くとともに、下流域の集落等に対しても土石流による災害の不安を与えている。

については、県によるハード・ソフト対策に加え、国による事業の整備促進及び財政的支援が不可欠であり、格別の配慮をお願いしたい。

## 4 5 社会基盤整備の推進について 治山関係事業費の確保について

### 提案・要望の趣旨

県民が生き生きと安全で安心して生活するため、山地災害を防止するとともに、人家人命等守る治山施設の整備を着実に進めるために必要な事業費を確保すること。

直轄治山事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。

- ・ 国有林治山事業：大山南壁（三の沢地区ほか）  
久住地区特定流域総合治山事業

### 《提案・要望の背景、課題》

県土のほとんどが中山間地域である本県において、地域住民が安全で安心した生活を送るためには、人家人命を直接守る治山施設の整備は必要不可欠。

平成19年には、立て続けに局地的な集中豪雨が発生し、中でも9月4日に発生した東伯郡琴浦町の集中豪雨では、時間雨量103mm/hという記録的な集中豪雨により土砂災害等が多数発生し、住宅が全壊するなどの被害が発生。

多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」は、梅雨や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）からの土石流により主要地方道倉吉江府溝口線（元大山環状道路）が再三通行止めになるなど観光資源として精彩を欠くとともに、下流域の集落等に対しても土石流による災害の不安を与えている。

については、県によるハード・ソフト対策に加え、国による事業の整備促進及び財政的支援が不可欠であり、格別の御配慮をお願いしたい。

## 4 6 殿ダム建設事業について

### 提案・要望の趣旨

殿ダム建設事業は、計画どおり平成 2 3 年度に完成すること。

### 提案・要望の背景、課題

殿ダムは、鳥取市中心市街地の洪水対策にとって極めて重要。

殿ダム完成とあわせて、工業用水、発電などの施設整備を事業者が計画的に実施中であり、工業用水の安定供給等により県東部地域の企業立地や雇用創出に不可欠な社会基盤。

鳥取自動車道（鳥取～佐用間）の全線供用（H24 年度予定）までの完成を期待しており、完成年度の遅れは企業誘致などの妨げとなるなど地元産業にとって影響大。

### [進捗状況]

主な工種	～ H 2 1	H 2 2	H 2 3
ダム本体工事	██		
試験湛水		██████████	
付替市道	████████████████████	████████████████████	████████████████████

・平成 2 2 年度末での進捗率は 8 6 . 1 %。



＜ダム本体進捗 平成 22 年 6 月末現在＞

## 4 7 直轄事業における地元企業への優先発注について

### 提案・要望の趣旨

建設工事における分離・分割発注を推進すること。

特に県内企業の受注率が低い舗装工事について、分割発注を推進すること。

本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。

建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。

### 提案・要望の背景、課題

昨今の公共事業の減少は、当県の基幹産業である建設業の衰退を招き、当県経済にも大きな影響を与えており、見過ごすことのできない状況にある。

県としては、地元企業で施工が可能なものは、地元業者へ発注し、また下請けにおいてもできるだけ地元企業とするようなシステムとしているところ。

また、国が発注する工事等においても、平成21年度からは地元企業向け工事の金額の拡大や指名基準における本店限定、及び地元企業活用促進型総合評価方式の試行、平成22年度からは鳥取県認定グリーン商品の積極使用など、地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して工夫をいただいたところ。

今後とも、国が発注する工事等においても地元企業の受注機会の拡大が図れるよう、上記事項について格別の御配慮をお願いしたい。



## 4 8 地方公共団体の自主性、自立性を尊重し地方分権に資する 教育行政の推進について

### 提案・要望の趣旨

教育制度の構築・運用に当たっては、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的・自立的に教育行政を行うことができる制度となるよう、以下の点について十分に配慮すること。

- 1 教育委員会制度の運用に当たっては、地方公共団体の主体的な判断を尊重する
- 2 地域の特性に応じた自立的な教育行政の運営を尊重する
- 3 拡大する教育需要に対応した教職員の確保と必要な財源措置をする

### 提案・要望の背景、課題

国において、教育改革に向けた様々な取組、提言がなされているところ。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成20年4月）

- ・教育委員会の責任体制の明確化
- ・教育委員会の体制の充実
- ・教育における地方分権の推進
- ・教育における国の責任の果たし方
- ・私立学校における教育行政

教育再生懇談会第一次・第三次報告

- ・教育委員会のあり方について
- ・現行の教育委員会制度のもとで早急に取り組むべき方策
- ・中長期的に検討すべき事項

新政権マニフェスト2009

- ・現在の教育委員会制度の抜本的見直し（教育監視委員会の設置など）

教育は、自立した地域づくりの根幹をなすものであり、地方分権を進める上で、地方公共団体が当事者意識と責任を持って、地域の特性、事情に応じた特色ある教育を実施できる体制の確保が不可欠。

文部科学省は、平成20年度から5年間の教育政策の政策目標を定める「教育振興基本計画」を策定し、平成20年7月1日に閣議決定

教育振興基本計画では、「欧米主要国と遜色ない教育水準」の確保に向けて教育投資の充実を訴えるも、具体的な投資総額及び必要な教職員定数の増については明記なし

## 4 9 「総額裁量制」の柔軟な運用について

平成16年度から総額裁量制が実施されているが、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。

小 中 学 校	司書職員
特別支援学校	看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

### 提案・要望の背景、課題

義務教育費国庫負担制度の枠を維持しつつ、例えば給料の単価を下げて教員の数を増やし、少人数学級編成を行うことが可能になるなど、より地方独自の取組が容易になり教育分野における地方自治体の自主性を増す、いわゆる「総額裁量制」を平成16年度から導入。しかしながら、国庫負担対象外となっている職員については、学校に必要とされて配置される職員であるにもかかわらず、給与等について全額を地方自治体が負担しなければならず、配置が進まなかったり、人員を削減されるという結果。

「総額裁量制」は地方での教育の活性化及び自主性の発揮を目途として創設された制度であるため、地方が真に必要としている職種については国庫負担対象職員とするといった制度の柔軟化が必要。

### 【鳥取県の状況】

当県では、法律や国の施策の方向性及び学校現場のニーズに基づき、教諭だけでなく様々な職種の教職員を配置。

しかしながら、一部職種については、義務教育費国庫負担金の対象職員となっていないため、県及び市町村単独で所要の経費を負担。

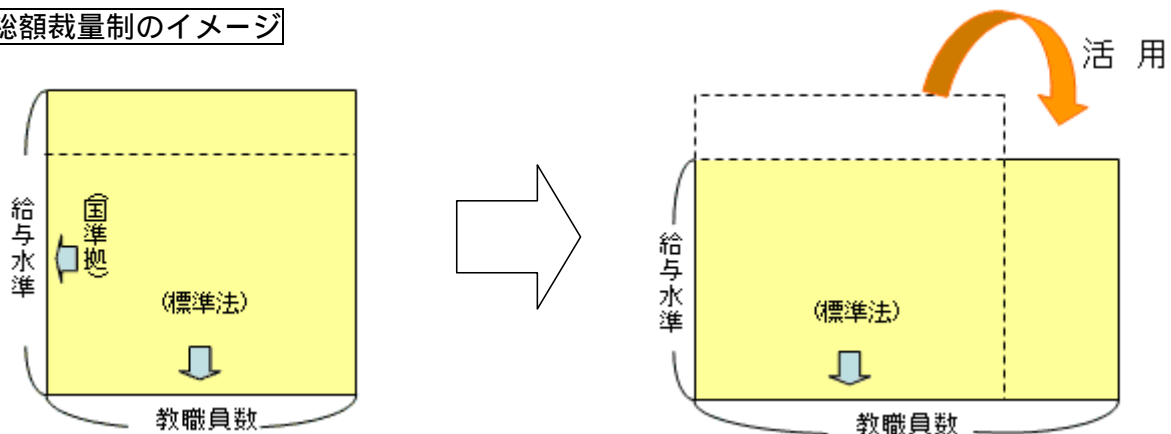
### <<参考>>義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）について

市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担する。

国庫負担対象経費：公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当

国庫負担対象職種：校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舍指導員、講師、学校栄養職員、事務職員

### 総額裁量制のイメージ



制度創設前は、標準法による教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外であり、給与水準を引き下げると国庫負担額も減少したが、制度創設後は、給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になった。

## 50 学校図書館の整備・充実について

### 提案・要望の趣旨

図書整備に係る地方交付税措置について、義務教育諸学校に加えて公立高等学校もその対象とするよう、地方交付税措置を充実すること。

司書教諭としての職務が十分に果たせるよう、加配教員の配置による授業持ち時間の軽減などの改善措置を図ること。

小中学校の図書館司書職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること。

### 提案・要望の背景・課題

「心の教育」を推進する上で、図書館教育を通じた豊かな心の育成は重要。

「総合的な学習の時間」における児童生徒の調べ学習などを支援するためにも、学校図書館の機能の充実が必要。

学校図書館法の一部改正により、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務付けられたところ。

#### 1 鳥取県の状況

原則として、全ての公立の小・中・高等学校（特別支援学校を含む。）に司書教諭を配置  
全ての県立高等学校に図書館司書を正職員として配置

#### 2 学校図書館の整備・充実の成果と課題

##### 【成果】

司書教諭、図書館司書の配置により、授業における図書館活用の増加など、図書館機能が充実

図書整備費を計画的に措置することで、蔵書の充実が図れ、朝読書をはじめとする児童生徒の読書活動の活発化

##### 【課題】

司書教諭には授業持ち時間の軽減措置を行っているが、後補充の加配教員の配置がなく職務が十分に果たせない

## 5 1 スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について

### 提案・要望の趣旨

スクールカウンセラー配置に関する国庫補助制度の対象として県立高等学校を含めるとともに、必要性の高い定時制・通信制課程高等学校への配置について配慮すること。

生徒の進学先により教育相談体制に差が生じないように、私立高等学校に対する補助制度の充実についても配慮すること。

さらに、学校における教育相談体制の充実のために各地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助の対象となるよう、スクールカウンセラーに関する国庫補助制度を改善・拡充すること。

### 提案・要望の背景・課題

児童生徒の不登校、いじめ、問題行動等への対応のために、「心の専門家」としてのスクールカウンセラーの必要性が増大。

現在の国庫補助制度では高等学校は対象外であり、高等学校におけるスクールカウンセラーの配置校が拡大しない状況。

#### 1 鳥取県の状況

本県では、平成6年度から中学校における不登校生徒の出現率が全国平均を上回り、平成10・11年は全国一となった

不登校生徒数の減少に向け、学校における教育相談体制の充実を図るため、国庫補助制度を活用して、県内の全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置

一方で、現在のスクールカウンセラーは非常勤職員であることから、雇用が不安定であり、臨床心理士等の資格を持った者を確保することが困難な状況

このため、平成19年度から臨床心理士の資格を持った者を常勤職員として採用

#### 2 スクールカウンセラー配置の成果と課題

##### 【成果】

スクールカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリング、教職員へのコンサルテーションなど、学校における教育相談体制が充実

不登校児童生徒数、県立高等学校の中途退学者数の減少

##### 【課題】

県内には、臨床心理士の有資格者の数が少なく、中学校・高等学校に配置するスクールカウンセラーの確保が困難

- ・鳥取大学大学院に臨床心理学専修課程の設置（平成20年4月）
- ・臨床心理士養成第一種大学院に認定（平成21年4月）

## 5 2 特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて

### 提案・要望の趣旨

各都道府県及び市町村の負担軽減を図るため、事務手続きの簡素化等柔軟な制度となるよう見直しを行うとともに、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即した制度とするため、補助金の確保及び配分限度額の引き上げ等、制度の充実に努めていただくとともに、以下の経費を就学奨励制度の対象とすること。

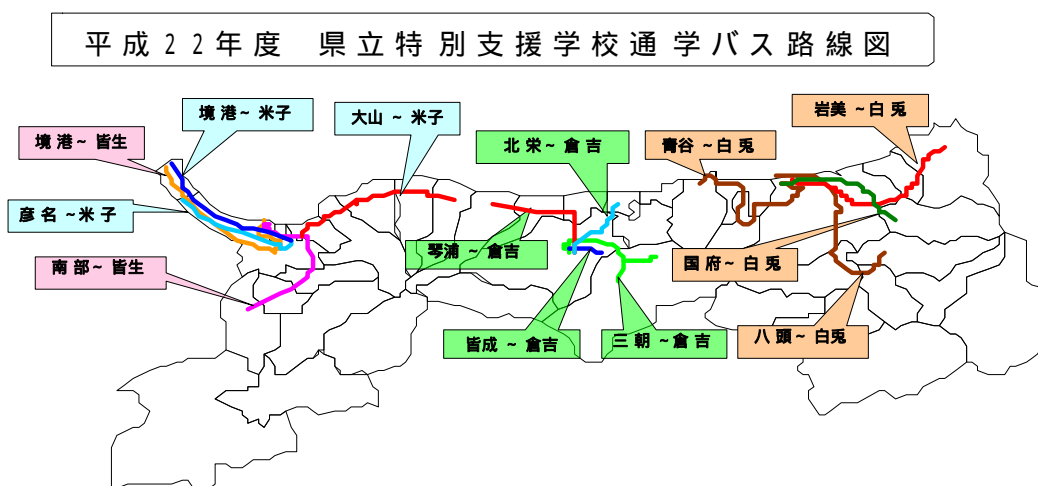
- 1 点字の習得が難しい途中で失明した者に対して、教科書という本の形態でない録音図書（テープ等）を購入する経費
- 2 高等学校に進学した視覚障がいのある生徒に対して、拡大教科書を購入する経費
- 3 中山間地等の公共交通機関が発達していない地域における特別支援学校のスクールバスを運行する経費

### 提案・要望の背景、課題

特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金については、特別支援学校への就学奨励に関する法律等の規定に基づき、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮して、当該学校へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、国がその経費の一部を負担又は補助するものであり、負担又は補助の対象となる経費の範囲が厳密に規定。

しかしながら、国から都道府県及び市町村に交付される補助金は経費の3割程度しか配分されない状況があると同時に、録音図書及び拡大教科書の購入並びにスクールバスの運行に係る経費が就学奨励制度の対象とならないなど、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即していない。

就学奨励費の支給事務において、支弁区分の決定や支給額の算定等の事務手続きが複雑であり、近年、特別支援学校の児童生徒数の増加に伴ってこれらの事務量が増加していることから、学校現場において大きな負担。



## 5 3 発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援の充実について

### 提案・要望の趣旨

高等学校における発達障がいのある生徒に対する指導・支援の充実を図るため、都道府県や高等学校の意見も聞きながら、以下の事項について配慮すること。

- 1 専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置に係る財源措置
- 2 通級指導に類する実践における単位認定の弾力化

### 提案・要望の背景、課題

全国的に高等学校進学者の約2%が支援を必要とする状況の中、鳥取県においても発達障がいのある高校生が増加傾向

発達障がいと診断された当県高校生の数（H16：21人 H21：97人）

今後も、高等学校における発達障がいのある生徒の増加が見込まれるため、抜本的な対策が必要

- 1 専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置に係る財源措置の必要性  
専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置について、幼稚園及び小中学校については地方財政措置されているが、高等学校については対象外

#### 【幼稚園及び小中学校の措置状況】

H19～	公立小中学校を対象に措置開始
H21～	公立幼稚園まで拡充

当県財政の状況は厳しく、県単独での高等学校への支援員の配置は困難な状況  
高等学校においても専門性のある支援員を配置し、指導・支援の充実を図ることが必要

- 2 通級指導に類する実践における単位認定の弾力化の必要性  
小中学校の通級指導では、特別の教育課程による場合において、校長は障がいに応じた授業を他の教室や学校で受けても当該特別の教育課程に係る授業と見なすことが可能

- ・小中学校での「通級による指導」は平成5年から実施
- ・平成18年度から新たに学習障がい者や注意欠陥多動性障がい者を対象者に追加

文部科学省では「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（高等学校WG）」において、通級に類する指導について特別の教育課程の編成を検討中

高等学校においても特別の教育課程が認められれば、上記の通級指導に類した指導に対して、当該学級の授業とは別の場所で障がいに対応した授業を受けても単位の認定が可能となり、発達障がいのある生徒の修学環境が大幅に改善

## 5 4 学校施設の耐震化の促進について

### 提案・要望の趣旨

公立学校施設等における耐震化をはじめ、老朽施設の改修等各種事業について、各自治体が整備計画どおりにすべての事業を実施することができるよう、十分な予算を確保すること。

「地震防災対策特別措置法」(平成 20 年 6 月 18 日改正)について、耐震補強に係る補助率の引き上げ等の時限措置(平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 か年)の延伸すること。

各学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

#### 【公立小中学校】

- ・「耐震補強」の補助率嵩上げの対象施設を耐震化が必要なすべての建物へ拡充(現行 Is 値 0.3 未満の建物)
- ・「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率 2 / 3 へ引き上げ(現行 1 / 2)
- ・耐震化に必要な経費の全てを国庫補助対象にするよう改善

#### 【公立高等学校】

- ・地震防災対策特別措置法を見直し、その対象を公立高等学校へ拡充

#### 【私立学校】

- ・私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充  
耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を 2 / 3 に引き上げ(現行 Is 値 0.3 未満: 1 / 2、Is 値 0.3 ~ 0.7: 1 / 3)  
耐震診断費用を単独で補助対象とする  
耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象とする

### 《提案・要望の背景、課題》

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場でありその安全を確保する必要があること、また、災害時には住民の避難場所にもなることから、その耐震化を進めることは極めて重要。

地震防災対策特別措置法の改正や、国の緊急総合対策において、Is 値 0.3 未満の学校施設の耐震化について拡充措置(耐震補強工事の補助率嵩上げ)がなされたところ。

- ・耐震補強 補助率: 1 / 2      2 / 3

当県の学校施設においては、Is 値 0.3 以上でも耐震化の必要な建物が多くあり、公立・私立を問わず、設置主体の財政難から耐震化が進んでいないのが現状。

各自治体が計画している耐震化事業を計画どおり実施するためには国の支援が必要不可欠。

- 【参考】
- ・公立小中学校耐震化率(H22.4.1 現在)  
鳥取県 65.7% (全国 73.3%)
  - ・県立高等学校耐震化率(H22.4.1 現在)  
鳥取県 53.6% (全国 72.9%)

## 5 5 国立大学法人運営費交付金等の確保について

### 《提案・要望の趣旨》

平成23年度予算編成にあたって「国立大学法人運営費交付金」及び「私立大学等経常費補助」については、各大学が安定的な運営ができるよう、必要額を確保すること。

### 《提案・要望の背景、課題》

大学は、地域における知の創造拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に大きく寄与している。

先日閣議決定された23年度予算の概算要求基準では、政策経費の前年度比一律10%削減を求める内容となっており、教員等の人件費を含む大学運営の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助も大きな削減となることが懸念される。

国立大学法人の財政的基盤である運営費交付金は、平成16年度から22年度の6年間削減され続けており、各国立大学法人では懸命の経営努力により対応しているものの、その努力も限界に近づきつつある。

このような運営費交付金の削減や私立大学等経常費補助の削減が行われれば、教育の質を保つことが難しくなり、更には大学の経営が破綻することにつながりかねない。

特に地方の大学では、地域における人材育成機能が低下するだけでなく、学問分野を問わず基礎研究や萌芽的な研究の芽を潰すなど、これまで積み上げてきた地域の高等教育の拠点機能とその成果を地域に還元する機能を根底から崩壊させることとなり、地域社会、地域経済等に与える影響は甚大で計り知れない。